

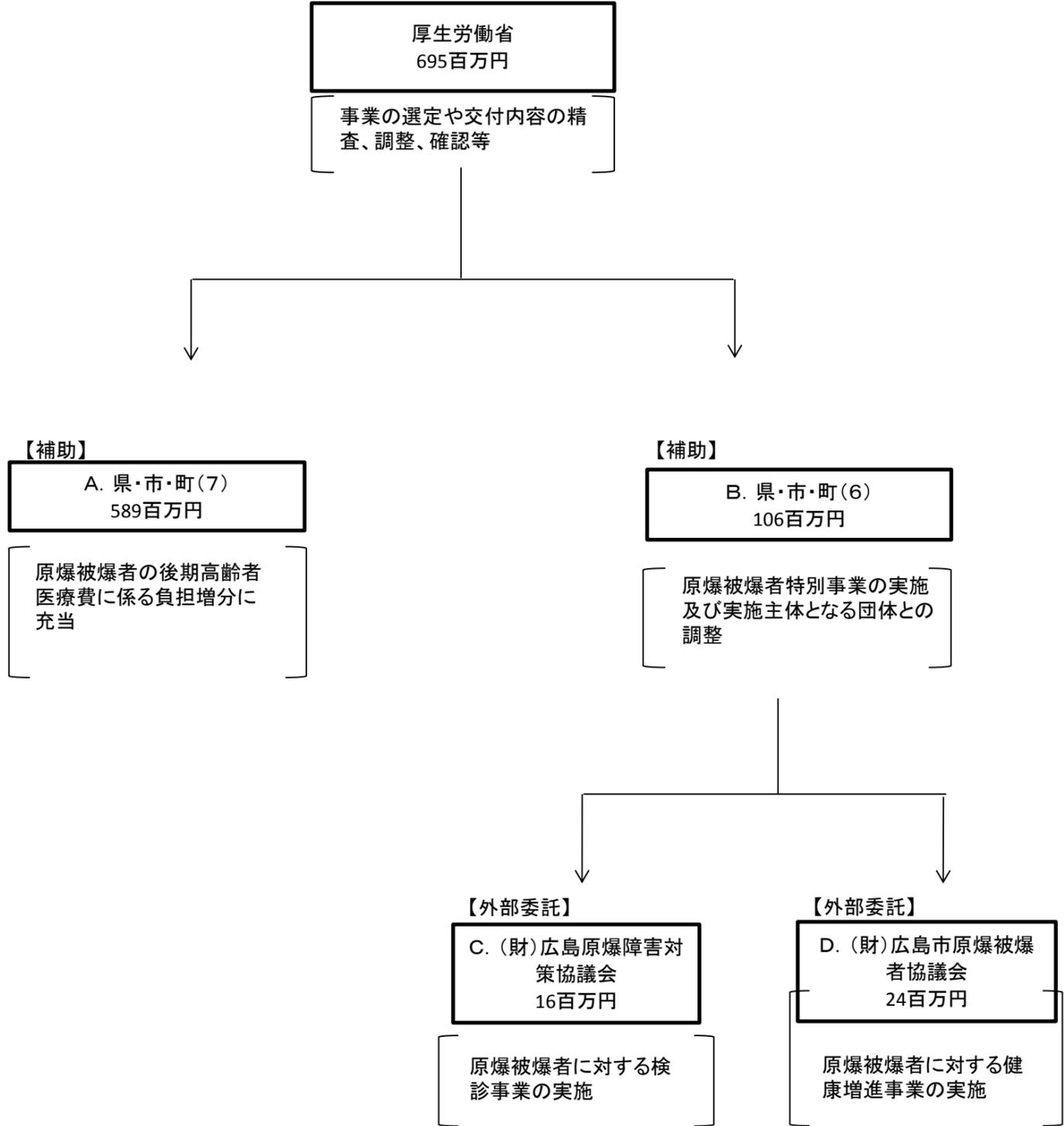
平成26年行政事業レビューシート

(厚生労働省)

事業名	老人保健事業推進費等補助金(原爆分)	担当部局庁	健康局	作成責任者			
事業開始・終了(予定)年度	開始年度:昭57年度 終了(予定)年度:終了予定なし	担当課室	総務課指導調査室	総務課指導調査室長 稲葉 和男			
会計区分	一般会計	政策・施策名	I-5-4 原子爆弾被爆者等を援護すること				
根拠法令 (具体的な条項も記載)	—	関係する計画、通知等	「原爆被爆者特別事業の実施について」				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	当補助金は、被爆者の方々が多数居住している地方自治体に対して、被爆者に係る後期高齢者医療(一般疾病)の自治体負担分の増加分の軽減を図ることを目的とする。また、被爆者の高齢化を踏まえ地域の実状に応じた保健、医療、福祉に関する施策(事業)に対し補助を行い、被爆者の疾病予防、健康の維持向上を図ることを目的とする。						
事業概要 (5行程度以内。別添可)	広島・長崎県市及び広島市、長崎市周辺の市町村のうち、被爆者老人の割合が広島市、長崎市と同等以上である市町村に対し、後期高齢者医療費(一般疾病)の自治体負担分の増加の軽減を図る。また、広島・長崎県市及び広島市、長崎市周辺で両市より被爆者割合の高い市町村において、被爆者特有の健康上の不安を払拭するため、原爆被爆者のための放射線関連疾病予防事業、こころの健康づくり事業、生きがいづくり事業、健康増進等に関する調査研究事業等に対し補助する。  補助率:定額(10/10)						
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 委託・請負 <input checked="" type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他						
予算額・執行額 (単位:百万円)		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度要求	
	予算の状況	当初予算	1,178	945	695	695	626
		補正予算	—	—	—	—	—
		前年度から繰越し	—	—	—	—	—
		翌年度へ繰越し	—	—	—	—	—
		予備費等	—	—	—	—	—
	計	1,178	945	695	695	626	
執行額	1,178	945	695	—	—		
執行率(%)	100	100	100	—	—		
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標		単位	23年度	24年度	25年度	目標値(26年度)
	被爆者に係る後期高齢者医療(一般疾病)の自治体負担分の一部及び実施施策(事業)に対する補助金の補助先件数。	成果実績	件	7	7	7	—
		目標値	件	7	7	7	7
達成度	%	100	100	100	—	—	
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標		単位	23年度	24年度	25年度	26年度活動見込
	被爆者に係る後期高齢者医療(一般疾病)の自治体負担分の一部及び実施施策(事業)に対する補助金の補助先件数。	活動実績	件	7	7	7	7
		当初見込み			(7)	(7)	(7)
単位当たりコスト	算出根拠		単位	23年度	24年度	25年度	26年度見込
	単位当たりコスト = X / Y  X:「執行額(百万円)」 Y:「補助先件数(件)」	単位当たりコスト	百万円	168	135	99	99
		計算式	X / Y	1,178/7	945/7	695/7	695/7
平成26・27年度予算内訳(単位:百万円)	費目	26年度当初予算	27年度要求	主な増減理由			
	補助金(被爆者老人医療費負担緩和分)	549	480	被爆者老人医療費負担緩和分補助額の見直しによる減			
	補助金(原爆被爆者特別事業)	146	146				
計	695	626					

事業所管部局による点検・改善						
		項目	評価	評価に関する説明		
国 必 要 投 入 の	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。		○	被爆者援護施策は国の責任において実施するものであり、事業の目的や重要性の観点から国費を投入しなければ事業目的が達成できない。		
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。		○	老人保健法の付帯決議(※)を踏まえ、多数の被爆者が居住している地方自治体に対して、後期高齢者医療(一般疾病)の自治体負担分を補助し、また被爆者の高齢化を踏まえ、被爆者の疾病予防、健康の維持向上に資する事業に補助するものであり、国が実施すべき事業である。 ※老人保健法にかかる参議院社会労働委員会の付帯決議「多数の被爆者を抱えているため新たに医療費負担が発生する地方公共団体については、実情を踏まえ、適切かつ十分な財政措置を講ずること」 衆議院社会労働委員会においても同様の付帯決議がなされている。		
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。		○	被爆者の健康不安を払拭し、健康水準の維持・向上を図るという政策目的達成に向けて、優先度の高い事業である。		
事 業 の 効 率 性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		-			
	受益者との負担関係は妥当であるか。		○	負担のあり方については毎年見直しを行っており妥当である。		
	単位当たりコストの水準は妥当か。		○	過去の実績等を踏まえ適正な予算執行を行っており、妥当である。		
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		○	被爆者に係る後期高齢者医療費の支給及び被爆者の疾病予防、健康の維持向上を図るための事業の経費に限定されており、妥当である。		
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		○	被爆者に係る後期高齢者医療費の支給及び被爆者の疾病予防、健康の維持向上を図るための事業の経費に限定されており、妥当である。		
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)		-			
事 業 の 有 効 性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		-			
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		○	見込どおり事業が実施できている。		
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		-			
重 複 排 除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。 (役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)					
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名			
点 検 ・ 改 善 結 果	点検結果	平成25年度においては、被爆者老人の割合が広島市、長崎市と同様に高く、後期高齢者医療費負担が多い自治体に対し当初見込みどおり補助を行った。				
	改善の方向性	各項目の点検の結果、本事業は妥当であり、平成26年度予算においては、前年度と同額の予算計上を行った。				
外部有識者の所見						
点検対象外						
行政事業レビュー推進チームの所見						
現 状 通 り	点検結果も妥当であり、被爆者老人の割合が高く高齢者医療費負担の高い自治体に対する負担軽減に寄与する事業であることから、引き続き、必要な予算額を確保するとともに、適正な執行を行うこと。					
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況						
縮 減	被爆者老人医療費負担緩和分補助額を見直し、概算要求を行った。					
備考						
関連する過去のレビューシートの事業番号						
	平成23年	152	平成24年	124	平成25年	149

資金の流れ  
(資金の受け取り先が何を  
行っているかについて補  
足する)  
(単位: 百万円)



費目・用途  
 (「資金の流れ」に  
 においてブロックご  
 とに最大の金額  
 が支出されている  
 者について記載  
 する。費目と用途  
 の双方で実情が  
 分かるように記  
 載)

A.広島県			E.		
費目	用途	金額 (百万円)	費目	用途	金額 (百万円)
医療費	被爆者老人医療費支弁分(兼負担)	203			
計		203	計		0
B.広島市			F.		
費目	用途	金額 (百万円)	費目	用途	金額 (百万円)
外部委託	(財)広島市原爆被爆者協議会 広島市被爆者健康づくり事業	24			
外部委託	(財)広島原爆障害対策協議会 被爆者骨粗鬆症予防事業に係る検診委託料	16			
報償費	謝礼金	9			
役務費	通信運搬費	3			
需用費	消耗品費等	1			
賃金	臨時職員賃金	1			
計		54	計		0
C.(財)広島原爆障害対策協議会			G.		
費目	用途	金額 (百万円)	費目	用途	金額 (百万円)
検診費	検診料、消耗品費	16			
計		16	計		0
D.(財)広島市原爆被爆者協議会			H.		
費目	用途	金額 (百万円)	費目	用途	金額 (百万円)
人件費	運動指導員、管理指導員、医師等に対する報酬	15			
借上料	会場、機器借上料等	5			
その他	光熱水費及び消耗品費等	4			
計		24	計		0

支出先上位10者リスト

A. 県市町

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	広島県	原爆被爆者の後期高齢者医療費に係る負担増分に充当	203	—	—
2	広島市	原爆被爆者の後期高齢者医療費に係る負担増分に充当	136	—	—
3	長崎県	原爆被爆者の後期高齢者医療費に係る負担増分に充当	128	—	—
4	長崎市	原爆被爆者の後期高齢者医療費に係る負担増分に充当	107	—	—
5	長崎県長与町	原爆被爆者の後期高齢者医療費に係る負担増分に充当	7	—	—
6	長崎県時津町	原爆被爆者の後期高齢者医療費に係る負担増分に充当	5	—	—
7	広島県坂町	原爆被爆者の後期高齢者医療費に係る負担増分に充当	3	—	—
8					
9					
10					

B. 県市町

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	広島市	原爆被爆者特別事業の実施及び実施主体となる団体との調整	54	—	—
2	広島県	原爆被爆者特別事業の実施及び実施主体となる団体との調整	18	—	—
3	長崎市	原爆被爆者特別事業の実施及び実施主体となる団体との調整	21	—	—
4	長崎県	原爆被爆者特別事業の実施及び実施主体となる団体との調整	7	—	—
5	広島県坂町	原爆被爆者特別事業の実施及び実施主体となる団体との調整	3	—	—
6	長崎県長与町	原爆被爆者特別事業の実施及び実施主体となる団体との調整	3	—	—
7					
8					
9					
10					

C.(財)広島原爆障害対策協議会

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	(財)広島原爆障害対策協議会	原爆被爆者に対する健診事業の実施	16	—	—
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

D.(財)広島市原爆被爆者協議会

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	(財)広島市原爆被爆者協議会	原爆被爆者に対する健康増進事業の実施	24	—	—
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

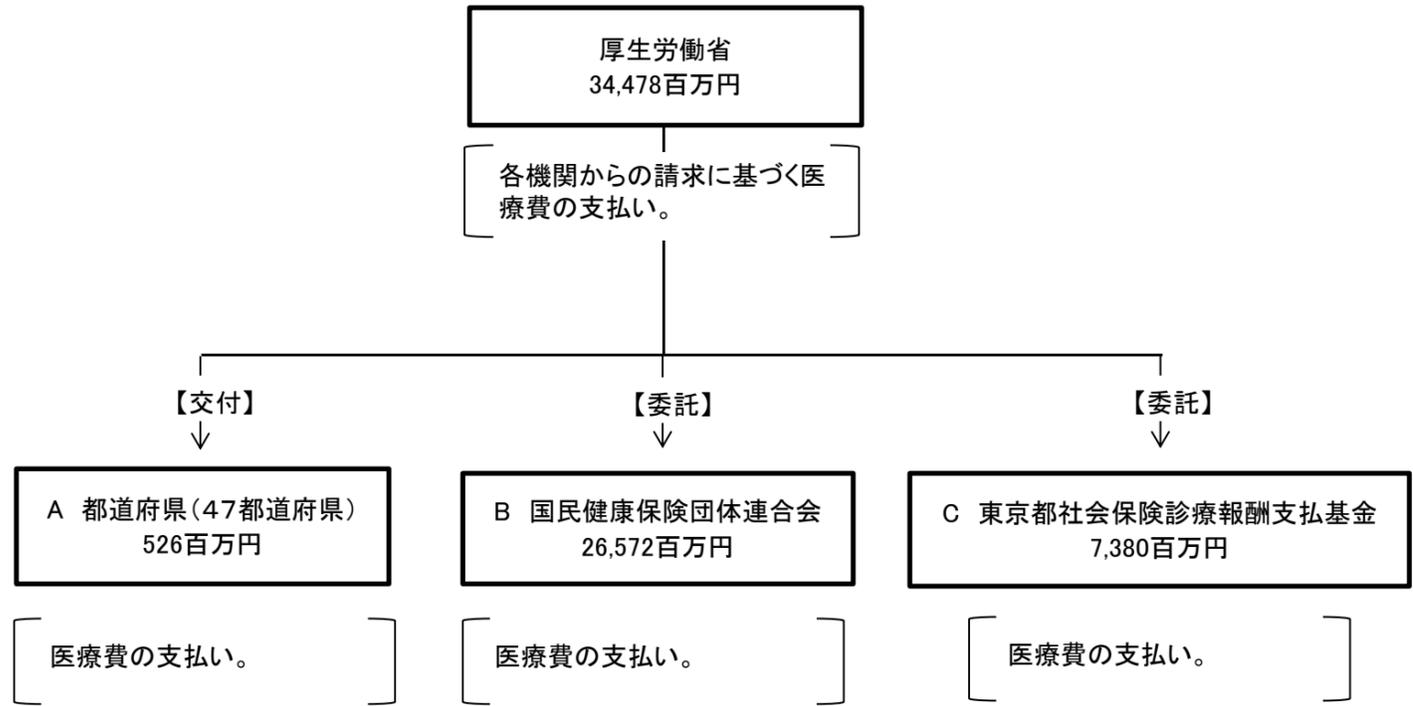
平成26年行政事業レビューシート

(厚生労働省)

事業名	原爆被爆者医療費	担当部局庁	健康局	作成責任者			
事業開始・終了(予定)年度	開始年度:昭和32年度 終了(予定)年度:終了予定なし	担当課室	総務課指導調査室	総務課指導調査室 稲葉 和男			
会計区分	一般会計	政策・施策名	I-5-4 原子爆弾被爆者等を援護すること				
根拠法令 (具体的な条項も記載)	原子爆弾被害者に対する援護に関する法律第10条、第17条、第18条	関係する計画、通知等	-				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	当医療費は、「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第10条、第17条、第18条に基づき、被爆者に対し必要な医療の給付(支給)を行うことにより、被爆者の健康の保持及び増進に寄与することを目的とする。						
事業概要 (5行程度以内。別添可)	国は、「原子爆弾被爆者に対する援護の法律第10条、第17条、第18条に基づき、被爆者に対し医療費を支給する。 認定疾病医療費:原子爆弾の傷害作用に起因する疾病について、医療費を全額国費で支給 一般疾病医療費:認定疾病以外について、医療保険等の自己負担分を国費で支給						
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 委託・請負 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他						
予算額・執行額 (単位:百万円)		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度要求	
	予算の状況	当初予算	39,493	41,006	41,186	38,496	36,450
		補正予算	-	-	-	-	-
		前年度から繰越し	-	-	-	-	-
		翌年度へ繰越し	-	-	-	-	-
		予備費等	-	-	-	-	-
	計	39,493	41,006	41,186	38,496	36,450	
執行額	37,794	36,369	34,478	-	-		
執行率(%)	96	89	84	-	-		
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標		単位	23年度	24年度	25年度	目標値 (年度)
	医療費の支払に関する事務を委任している社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険団体連合会に対し、契約に基づく期日までに遅滞なく支払いを行う。(月3回)	成果実績	回	36	36	36	-
		目標値	回	36	36	36	36
		達成度	%	100	100	100	-
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標		単位	23年度	24年度	25年度	26年度活動見込
	認定疾病医療費及び一般疾病医療費の支給件数	活動実績	千件	8,049	7,850	7,410	-
		当初見込み	千件	8,163	8,049	7,850	7,410
単位当たりコスト	算出根拠		単位	23年度	24年度	25年度	26年度見込
	単位当たりコスト = X / Y X:「医療費執行額(千円)」 Y:「医療費支給件数(千件)」	単位当たりコスト	千円/件	5	5	5	-
		計算式	X / Y	37,794,000 / 8,049	36,369,000 / 7,850	34,478,000 / 7,410	-
平成26年度・27年度予算内訳(単位:百万円)	費目	26年度当初予算	27年度要求	主な増減理由			
	原爆被爆者医療費審査支払事務費	942	942	被爆者数の減			
	原爆被爆者医療費	37,554	35,508				
計	38,496	36,450					

事業所管部局による点検・改善						
	項目		評価	評価に関する説明		
国費投入の必要性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。		○	原子爆弾被害者に対する援護に関する法律に基づくものであり、事業の目的や重要性の観点から国費を投入すべき事業である。		
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。		○	被爆者援護法第10条、第17条、第18条の規定に基づき国が行うこととなっており、妥当である。		
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。		○	医療費の支給を行うことにより、被爆者の健康の保持及び増進に寄与するためのものであるため優先度の高い事業である。		
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		—			
	受益者との負担関係は妥当であるか。		○	被爆者援護法第15条及び第20条の規定に基づいており妥当である。		
	単位当たりコストの水準は妥当か。		—			
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		—			
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		○	被爆者に対する医療費支給に限定されており、適切である。		
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)		○	医療費の支給件数が見込みより下回ったため。		
事業の有効性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		—			
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		○	過去3カ年の執行率の平均が約90%であり、概ね見込みに見合っている。		
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		—			
重複排除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		○	170: 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第31条に基づく介護手当の支給 171: 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第7条に基づく健康診断の実施 172: 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第24条～28条に基づく手当の支給 173: 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第32条に基づく葬祭料の支給		
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名			
	170	原爆被爆者介護手当等負担金	厚生労働省健康局			
	171	原爆被爆者健康診断交付金	厚生労働省健康局			
	172	原爆被爆者手当交付金	厚生労働省健康局			
点検・改善結果	点検結果	平成25年度においては、支給件数が前年度よりも減少し、執行率も低下している。一方、医療費の一件あたり単価については、大きな変動は見られない。				
	改善の方向性	ここ数年の執行状況から、減要因(被爆者数の減少)と、増要因(被爆者の高齢化、認定疾病認定制度の改正)を適切に勘案し、必要な予算の確保に努める。				
外部有識者の所見						
現行通り適正執行に努めること。(横田)						
行政事業レビュー推進チームの所見						
事業内容の改善	これまでの執行実績や今後の見込みを精査した上で、必要な予算額を確保すること。また、適正な執行を行うこと。					
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況						
縮減	被爆者数の減少、被爆者の高齢化、認定疾病認定制度の改正等の要因を勘案し、27'要求額を対前年度△2,046百万円とした。					
備考						
関連する過去のレビューシートの事業番号						
	平成23年	154	平成24年	125	平成25年	150

※平成25年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。



資金の流れ  
(資金の受け取り先が何を  
行っているかについて補  
足する)  
(単位:百万円)

費目・使途  
 (「資金の流れ」に  
 おいてブロックご  
 とに最大の金額  
 が支出されている  
 者について記載  
 する。費目と使途  
 の双方で実情が  
 分かるように記  
 載)

A.広島県			E.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
医療費	被爆者に対する医療費	280			
計		280	計		0
B.国民健康保険団体連合会			F.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
医療費	被爆者に対する医療費	25,869			
事務費	医療費の審査支払手数料	703			
計		26,572	計		0
C.東京都社会保険診療報酬支払基金			G.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
医療費	被爆者に対する医療費	7,341			
事務費	医療費の審査支払手数料	39			
計		7,380	計		0
D.			H.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	広島県	被爆者に対する医療費の支払	280	-	-
2	長崎県	被爆者に対する医療費の支払	144	-	-
3	東京都	被爆者に対する医療費の支払	39	-	-
4	大阪府	被爆者に対する医療費の支払	36	-	-
5	福岡県	被爆者に対する医療費の支払	21	-	-
6	神奈川県	被爆者に対する医療費の支払	16	-	-
7	千葉県	被爆者に対する医療費の支払	8	-	-
8	埼玉県	被爆者に対する医療費の支払	7	-	-
9	愛知県	被爆者に対する医療費の支払	6	-	-
10	北海道	被爆者に対する医療費の支払	4	-	-

B.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	国民健康保険団体連合会	医療機関等に対する医療費の支払	26,572	-	-
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

C.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	社会保障診療報酬支払基金	医療機関等に対する医療費の支払	7,380	-	-
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

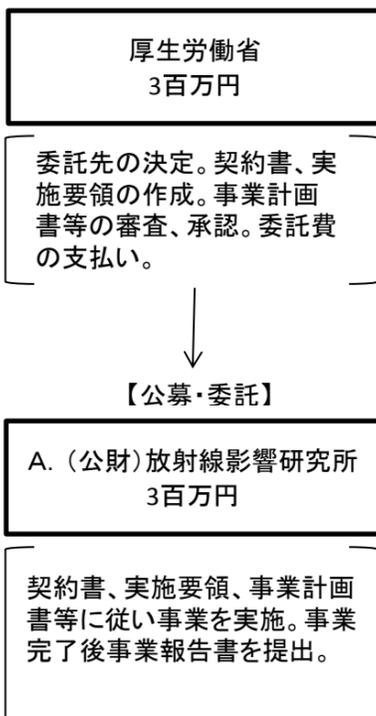
平成26年行政事業レビューシート

(厚生労働省)

事業名	原爆症調査研究委託費（原爆被爆者の分子生物学等及び免疫機能に関する研究）		担当部局庁	健康局	作成責任者		
事業開始・終了(予定)年度	開始年度:昭和44年度 終了(予定)年度:終了予定なし		担当課室	総務課指導調査室	総務課指導調査室 稲葉 和男		
会計区分	一般会計		政策・施策名	I-5-4 原子爆弾被爆者等を援護すること			
根拠法令 (具体的な条項も記載)	-		関係する計画、通知等	「平成25年度原爆症調査研究委託事業実施要領(原爆被爆者の免疫機能及び分子生物学等に関する研究事業)」			
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	当委託費は、原爆放射能の健康影響に関する調査研究を行うことにより、原爆被爆者の健康の保持・増進及び福祉の向上を図ることを目的とする。						
事業概要 (5行程度以内。別添可)	<p>平成25年度原爆症調査研究委託費(研究課題)</p> <p>1. 原爆被爆者の固形がん発生に関する遺伝子異常とその分子疫学的研究          これまでの研究実績等を活用し、採取した被爆者の組織細胞から遺伝子の異常を把握し、原爆放射線との因果関係の実証を、実際の献体を利用して、確実に行うことができるか実証研究を行う。</p> <p>2. 原爆被爆者の骨髄・免疫異常の発生に関する疫学及び分子生物学的研究          原爆被爆者における骨髄及び免疫異常の発症について疫学調査を行う。そして、分子生物学的な手法を用いて、放射線被曝が被爆者の骨髄・免疫異常の発生に及ぼす経年的な影響を調査し、その発症メカニズムを解明する。</p> <p>3. 疾患と放射線との関連についての文献レビュー          原爆のみならず、医療被曝、職業被曝等による放射線被曝による疾患発生との関連性を最近の調査研究により解明する。</p>						
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input checked="" type="checkbox"/> 委託・請負 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他						
予算額・執行額 (単位:百万円)	予算の状況	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度要求	
		当初予算	4	3	3	3	3
		補正予算	-	-	-	-	-
		前年度から繰越し	-	-	-	-	-
		翌年度へ繰越し	-	-	-	-	-
		予備費等	-	-	-	-	-
	計	4	3	3	3	3	
執行額	4	3	3	-	-		
執行率(%)	100	100	100	-	-		
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標		単位	23年度	24年度	25年度	目標値(26年度)
	報告書数	成果実績	件	2	2	2	-
		目標値	件	2	2	2	-
		達成度	%	100	100	100	-
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標		単位	23年度	24年度	25年度	26年度活動見込
	委託件数	活動実績	件	1	1	1	-
		当初見込み	件	1	1	1	-
単位当たりコスト	算出根拠		単位	23年度	24年度	25年度	26年度見込
	単位当たりコスト = X/Y X:「執行額(百万円)」 Y:「委託件数(件)」	単位当たりコスト	百万円	4	3	3	-
		計算式	X/Y	4/1	3/1	3/1	-
平成26・27年度予算内訳 (単位:百万円)	費目	26年度当初予算	27年度要求	主な増減理由			
	庁費、謝金、旅費等	3	3				
	計	3	3				

事業所管部局による点検・改善						
項目		評価	評価に関する説明			
国費投入の 必要性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。		○	原爆被爆者が今なお置かれている健康上、社会上の特別の状態に鑑み、その実態を明らかにするとともに、被爆者の健康の保持・増進及び福祉の向上を図るため、国費を投入しなければ事業目的が達成できない。		
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。		○	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第40条(※)の規定に基づき、原爆放射能影響調査研究の推進に資する事業であり、国が実施すべき事業である。 ※第40条第1項「国は、原子爆弾の放射能に起因する身体的影響及びこれによる疾病の治療に係る調査研究(次項において「原爆放射能影響調査研究」という。)の推進に努めなければならない。」		
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。		○	原爆放射能の健康影響に関する調査研究を行うものであり、今なお健康上、社会上の特別の状態におかれている原爆被爆者の健康の保持・増進及び福祉の向上を図るという政策目的達成に向けて、優先度の高い事業である。		
事業の 効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		△	本事業を効果的に実施するためには、症例研究の実績、研究テーマについての高度な専門的知識、人材、放射線の研究を専門的にできる環境等、必要とする体制を有している者が実施する必要があるが、上記条件を満たす者が一者のみ若しくは複数存在するかを確認するため公募を行っている。		
	受益者との負担関係は妥当であるか。		-			
	単位当たりコストの水準は妥当か。		○	事業に要する経費について精査を行っており、妥当である。		
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		-			
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		○	経費の使途については、調査研究の円滑な実施に真に必要なものに限定している。		
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)		-			
事業の 有効性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		-			
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		○	公募を経て事業者を1者選定し、事業を実施した。		
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		○	被爆者援護施策の実施にあたり、当該研究成果が活用されている。		
重複 排除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		○	事業番号164が、原爆被爆者における免役機能の変化を研究し、放射線被爆による経年的影響について検討するものであるのに対し、当事業は、原爆放射能が原爆被爆者に及ぼした影響について分子生物学の面から研究を行うものである。		
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名			
	164	原爆症調査研究委託費(原爆放射能後障害に関する研究)	厚生労働省健康局総務課			
点検・ 改善 結果	点検結果	平成25年度においても、当初の予定どおり1件の調査研究について委託実施し、放射線被曝と疾病発生との関連性など重要なテーマについて研究を行った。例年、執行率は100%であり、原爆被爆者が今なお置かれている健康上、社会上の特別の状態に鑑み、その実態を明らかにするためのものとして今後も必要な研究である。				
	改善の 方向性	各項目の点検の結果、本事業は妥当であり、平成26年度も引き続き同額にて予算要求を行い、調査研究を行う。				
外部有識者の所見						
点検対象外						
行政事業レビュー推進チームの所見						
現状 通り	点検結果も妥当であり、原爆放射能の健康影響に関する調査研究に必要な事業であることから、引き続き、必要な予算額を確保するとともに、適正な執行を行うこと。					
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況						
現状 通り	-					
備考						
関連する過去のレビューシートの事業番号						
	平成23年	154	平成24年	126	平成25年	151

※平成25年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。



資金の流れ  
(資金の受け取り先が何を  
しているかについて補足する)  
(単位：百万円)

費目・使途  
 (「資金の流れ」に  
 おいてブロックご  
 とに最大の金額  
 が支出されている  
 者について記載  
 する。費目と使途  
 の双方で実情が  
 分かるように記  
 載)

A.(公財)放射線影響研究所			E.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
庁費	研究用消耗品費、事務用消耗品費、通信運搬費等	2			
旅費	広島-長崎往復旅費	1			
計		3	計		0
B.			F.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
C.			G.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0

支出先上位10者リスト  
A.(公財)放射線影響研究所

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	(公財)放射線影響研究所	原爆被爆者の分子生物学等及び免疫機能に関する研究	3	随意契約	—
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

平成26年行政事業レビューシート

(厚生労働省)

事業名	原爆症調査研究委託費（原爆放射能後障害に関する研究）		担当部局庁	健康局	作成責任者			
事業開始・終了(予定)年度	開始年度：昭和49年度 終了(予定)年度：終了予定なし		担当課室	総務課指導調査室	総務課指導調査室 稲葉 和男			
会計区分	一般会計		政策・施策名	I-5-4 原子爆弾被爆者等を援護すること				
根拠法令 (具体的な条項も記載)	-		関係する計画、通知等	「平成25年度原爆症調査研究委託事業実施要領(原爆放射能後障害に関する研究)」				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	当委託費は、原爆放射能の健康影響に関する調査研究を行うことにより、原爆被爆者の健康の保持・増進及び福祉の向上を図ることを目的とする。							
事業概要 (5行程度以内。別添可)	平成25年度原爆症調査研究委託費(研究課題) 原爆放射能後障害に関する研究 原爆放射能の影響の影響により、被爆者はどのような疾病にかかり、どのような症状を呈して来るのか、臨床的及び病理学的な観点から研究を行い、その診断、治療等の開発について検討を行う。							
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input checked="" type="checkbox"/> 委託・請負 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他							
予算額・執行額 (単位:百万円)	予算の状況	当初予算	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度要求	
		補正予算	-	-	-	-	-	
		前年度から繰越し	-	-	-	-	-	
		翌年度へ繰越し	-	-	-	-	-	
		予備費等	-	-	-	-	-	
		計	9	9	9	9	9	
	執行額	9	9	9	-	-		
	執行率(%)	100	100	100	-	-		
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標		単位	23年度	24年度	25年度	目標値(26年度)	
	報告書数	成果実績	件	2	2	2	-	
		目標値	件	2	2	2	-	
		達成度	%	100	100	100	-	
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標		単位	23年度	24年度	25年度	26年度活動見込	
	委託件数	活動実績	件	1	1	1	-	
		当初見込み	件	1	1	1	-	
単位当たりコスト	算出根拠		単位	23年度	24年度	25年度	26年度見込	
	単位当たりコスト = X / Y		単位当たりコスト	百万円	9	9	9	-
	X:「執行額(百万円)」 Y:「委託件数(件)」		計算式	X / Y	9 / 1	9 / 1	9 / 1	-
平成26・27年度予算内訳 (単位:百万円)	費目	26年度当初予算	27年度要求	主な増減理由				
	謝金・庁費等	9	9					
	計	9	9					

事業所管部局による点検・改善						
項目		評価	評価に関する説明			
国費投入の	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。	○	原爆被爆者が今なお置かれている健康上、社会上の特別の状態に鑑み、その実態を明らかにするとともに、被爆者の健康の保持・増進及び福祉の向上を図るものであり、広く国民のニーズがあり、国費を投入しなければ事業目的が達成できない。			
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。	○	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第40条(※)の規定に基づき、原爆放射能影響調査研究の推進に資するものであり、国が実施すべき事業である。※第40条第1項「国は、原子爆弾の放射能に起因する身体的影響及びこれによる疾病の治療に係る調査研究(次項において「原爆放射能影響調査研究」という。)の推進に努めなければならない。」			
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。	○	原爆放射能の健康影響に関する調査研究を行うものであり、今なお健康上、社会上の特別の状態におかれている原爆被爆者の健康の保持・増進及び福祉の向上を図るといふ政策目的達成に向けて、優先度の高い事業である。			
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。	△	本事業を効果的に実施するためには、症例研究の実績、研究テーマについての高度な専門的知識、人材、放射線の研究を専門的に行える環境等、必要とする体制を有している者が実施する必要があるが、上記条件を満たす者が一者のみ若しくは複数存在するかを確認するため公募を行っている。			
	受益者との負担関係は妥当であるか。	—				
	単位当たりコストの水準は妥当か。	○	事業に要する経費について精査を行っており、妥当である。			
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	—				
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	○	経費の使途については、調査研究の円滑な実施に真に必要なものに限定している。			
不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	—					
事業の有効性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。	—				
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	○	公募を経て事業者を1者選定し、事業を実施した。			
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	○	被爆者援護施策の実施にあたり、当該研究成果が活用されている。			
重複排除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		—	事業番号163が、原爆放射能が原爆被爆者に及ぼした影響について分子生物学の面から研究を行うものであるのに対し、当事業は、原爆被爆者における免疫機能の変化を研究し、放射線被爆による経年的影響について検討するものである。		
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名			
	163	原爆症調査研究委託費(原爆被爆者の分子生物学等及び免疫機能に関する研究)	厚生労働省健康局総務課			
点検・改善結果	点検結果	平成25年度は、当初の予定どおり1件の調査研究について委託実施し、原爆放射能の影響により被爆者がどのような疾病に罹患し、どのような症状が発生するかなど重要なテーマについて研究を行った。例年、執行率は100%であり、原爆被爆者が今なお置かれている健康上、社会上の特別の状態に鑑み、その実態を明らかにするためのものとして今後も必要な研究である。				
	改善の方向性	各項目の点検の結果、本事業は妥当であり、平成26年度も引き続き同額にて予算要求を行い、調査研究を行う。				
外部有識者の所見						
点検対象外						
行政事業レビュー推進チームの所見						
現状通り	点検結果も妥当であり、原爆放射能の健康影響に関する調査研究に必要な事業であることから、引き続き、必要な予算額を確保するとともに、適正な執行を行うこと。					
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況						
現状通り	—					
備考						
関連する過去のレビューシートの事業番号						
	平成23年	155	平成24年	127	平成25年	152

※平成25年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

厚生労働省  
9百万円

委託先の決定。契約書、実施要領の作成。事業計画書等の審査、承認。委託費の支払い。



【公募・委託】

A. 日本赤十字社  
9百万円

契約書、実施要領、事業計画書等に従い事業を実施。事業完了後事業報告書を提出。

資金の流れ  
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)  
(単位:百万円)

費目・使途  
 (「資金の流れ」に  
 おいてブロックご  
 とに最大の金額  
 が支出されている  
 者について記載  
 する。費目と使途  
 の双方で実情が  
 分かるように記  
 載)

A.日本赤十字社			E.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
謝金	被験者謝金等	4			
庁費	医薬品費、医薬消耗品費等	5			
計		9	計		0
B.			F.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
C.			G.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0

支出先上位10者リスト

A.日本赤十字社

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	日本赤十字社	原爆放射能後障害に関する研究	9	随意契約	—
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

平成26年行政事業レビューシート

(厚生労働省)

事業名	国際交流調査研究事業		担当部局庁	健康局		作成責任者		
事業開始・終了(予定)年度	開始年度:平成8年度 終了(予定)年度:終了予定なし		担当課室	総務課指導調査室		総務課指導調査室 稲葉 和男		
会計区分	一般会計		政策・施策名	I-5-4 原子爆弾被爆者等を援護すること				
根拠法令 (具体的な条項も記載)	-		関係する計画、通知等	「平成25年度国際交流調査研究事業実施要領」				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	当事業は、世界唯一の被爆国として我が国のこれまでの調査研究によって得られた経験と知識を広く世界に還元するとともに、放射線被曝医療等に関する専門医の育成等に寄与することを目的とする。							
事業概要 (5行程度以内。別添可)	当事業は、外国における放射線被曝医療等に関する指導、技術支援、医療情報の提供等の援助協力を行うため、日本の専門家の派遣及び外国からの研修医師等の受け入れ等を実施する。							
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input checked="" type="checkbox"/> 委託・請負 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他							
予算額・執行額 (単位:百万円)	予算の状況	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度要求		
		当初予算	4	4	4	4	4	
		補正予算	-	-	-	-	-	
		前年度から繰越し	-	-	-	-	-	
		翌年度へ繰越し	-	-	-	-	-	
		予備費等	-	-	-	-	-	
	計	4	4	4	4	4		
	執行額	4	4	4				
執行率(%)	100	100	100					
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標			単位	23年度	24年度	25年度	目標値 (26年度)
	派遣人数及び受入人数		成果実績	人	5	2	4	
			目標値	人	5	2	4	-
			達成度	%	100	100	100	
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標			単位	23年度	24年度	25年度	26年度活動見込
	委託件数		活動実績	件	1	1	1	-
			当初見込み	件	1	1	1	-
単位当たりコスト	算出根拠			単位	23年度	24年度	25年度	26年度見込
	単位当たりコスト = X / Y X:「執行額(円)」 Y:「委託件数(件)」		単位当たりコスト	件	4,000,000	4,000,000	4,000,000	-
			計算式	X / Y	4,000,000 / 1	4,000,000 / 1	4,000,000 / 1	-
平成26・27年度予算内訳 (単位:百万円)	費目	26年度当初予算	27年度要求	主な増減理由				
	旅費等	4	4					
	計	4	4					

事業所管部局による点検・改善						
項目		評価	評価に関する説明			
国費投入の必要性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。		○	世界唯一の被爆国として、我が国のこれまでの調査研究によって得られた経験と知識を広く世界に還元するとともに、放射線被曝医療等に関する専門医の育成等を図る必要があり、広く国民のニーズがあり、国費を投入しなければ事業目的が達成できない。		
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。		○	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第40条(※)の規定に基づき、国として原爆放射能影響調査研究の推進に資するものであり、国が実施すべき事業である。 ※第40条第1項「国は、原子爆弾の放射能に起因する身体的影響及びこれによる疾病の治療に係る調査研究(次項において「原爆放射能影響調査研究」という。)の推進に努めなければならない。」		
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。		○	世界唯一の被爆国として、我が国のこれまでの調査研究によって得られた経験と知識を広く世界に還元し、放射線被曝医療等に関する専門医の育成等を図るという政策目的達成に向けて、優先度の高い事業である。		
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		△	本事業の日本の専門家派遣、外国からの研修生受入れ、日本との生活環境の違いによる影響の調査研究、放射線被曝医療等に関する国際シンポジウムを効果的に実施するためには、原爆放射線の人体に及ぼす影響についての高度な専門的知識を有する人材及び大規模な疫学データを有し、放射線の研究及び医療双方を専門的に行える環境を有している者が実施する必要があるが、上記条件を満たす者が一者のみ若しくは複数存在するかを確認するため公募を行っている。		
	受益者との負担関係は妥当であるか。		-			
	単位当たりコストの水準は妥当か。		○	研究に必要な経費を精査しており、水準は妥当である。		
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		-			
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		○	経費の使途については、調査研究の円滑な実施に真に必要なものに限定している。		
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)		-			
事業の有効性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		-			
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		○	計画どおり事業を実施した。		
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		○	被爆者援護施策の実施にあたり、当該研究成果が活用されている。		
重複排除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		-			
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名			
点検・改善結果	点検結果	平成25年度については、当初の予定どおり1件の調査研究について委託実施し、国際原子力機関(IAEA)等への日本人専門家の派遣や(公財)放射線影響研究所への外国からの研修医師等の受入れを行った。例年、執行率は100%であり、これまでの調査研究によって得られた経験と知識を広く世界に還元するとともに、放射線被曝医療等に関する専門医の育成等を図るものとして今後も必要な研究である。				
	改善の方向性	各項目の点検の結果、本事業は妥当であり、平成26年度も引き続き同額にて予算要求を行い、調査研究を行う。				
外部有識者の所見						
点検対象外						
行政事業レビュー推進チームの所見						
現状通り	点検結果も妥当であり、原爆放射能の健康影響に関する調査研究に必要な事業であることから、引き続き、必要な予算額を確保するとともに、適正な執行を行うこと。					
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況						
現状通り	-					
備考						
関連する過去のレビューシートの事業番号						
	平成23年	156	平成24年	128	平成25年	153

※平成25年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

厚生労働省  
4百万円

委託先の決定。契約書、  
実施要領の作成。事業計  
画書等の審査、承認。委  
託費の支払い。



【公募・委託】

A. (公財)放射線影響研究所  
4百万円

契約書、実施要領、事業計  
画書等に従い事業を実施。  
事業完了後事業実績報告  
書を提出。

資金の流れ  
(資金の受け取  
り先が何を行っ  
ているかについ  
て補足する)  
(単位:百万  
円)

費目・使途  
 (「資金の流れ」に  
 おいてブロックご  
 とに最大の金額  
 が支出されている  
 者について記載  
 する。費目と使途  
 の双方で実情が  
 分かるように記  
 載)

A.(公財)放射線影響研究所			E.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
旅費	日本の専門家派遣旅費等	3			
その他	謝金、郵便料金等	1			
計		4	計		0
B.			F.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
C.			G.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0

支出先上位10者リスト  
A.(公財)放射線影響研究所

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	(公財)放射線影響研究所	外国における放射線被曝医療等に関する援助協力	4	随意契約	—
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

平成26年行政事業レビューシート

(厚生労働省)

事業名	被爆二世健康診断調査委託費		担当部局庁	健康局		作成責任者		
事業開始・終了(予定)年度	開始年度:昭和54年度 終了(予定)年度:終了予定なし		担当課室	総務課指導調査室		総務課指導調査室 稲葉 和男		
会計区分	一般会計		政策・施策名	I-5-4 原子爆弾被爆者等を援護すること				
根拠法令 (具体的な条項も記載)	-		関係する計画、通知等	「被爆二世健康診断調査事業の実施について」				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	当委託費は、被爆二世の中には、健康面での不安を訴え、健康診断を希望する者が多い現状にかんがみ、希望者に対し健康診断を実施し、被爆二世の健康状態を把握するとともに健康管理に資することを目的とする。							
事業概要 (5行程度以内。別添可)	被爆二世健康診断調査委託費 委託先:都道府県、広島市及び長崎市(健康診断は医療機関等へ委託し実施) 対象者:被爆二世であって健康診断を希望される方							
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input checked="" type="checkbox"/> 委託・請負 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他							
予算額・執行額 (単位:百万円)	予算の状況	当初予算	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度要求	
		補正予算	-	-	-	-	-	
		前年度から繰越し	-	-	-	-	-	
		翌年度へ繰越し	-	-	-	-	-	
		予備費等	-	-	-	-	-	
		計	178	181	175	181	178	
	執行額	175	181	174	-	-		
執行率(%)	98	100	99	-	-			
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標			単位	23年度	24年度	25年度	目標値 (年度)
	希望者に対し健康診断を実施し、健康管理に資することを目的とする。		成果実績	人	17,600	19,298	17,806	-
			目標値	%	100	100	100	100
			達成度	%	100	100	100	-
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標			単位	23年度	24年度	25年度	26年度活動見込
	被爆者二世健康診断受診者数		活動実績	人	17,600	19,298	17,806	-
			当初見込み	人	20,160	20,468	19,750	19,877
単位当たりコスト	算出根拠			単位	23年度	24年度	25年度	26年度見込
	単位当たりコスト = 8,430円/件 上限単価:8,430円(確検査項目の診療報酬点数を積み上げて算出)		単位当たりコスト	円	8,410	8,410	8,430	8,840
			計算式	-	上限単価	上限単価	上限単価	上限単価
平成26・27年度予算内訳 (単位:百万円)	費目	26年度当初予算	27年度要求	主な増減理由				
	委託費	181	178					
計	181	178						

事業所管部局による点検・改善						
	項目	評価	評価に関する説明			
国費投入の 必要性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。	○	被爆二世の中には、健康面での不安を訴え、健康診断を希望する者が多い現状をかんがみると、事業目的や重要性の観点から国費を投入して実施すべき事業である。			
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。	○	目的(被爆二世の中には、健康面での不安を訴え、健康診断を希望する者が多い現状にかんがみ、希望者に対し健康診断を実施し、被爆二世の健康状況の実態を把握するとともに健康管理に資すること)を考慮すると、国が実施すべき事業である。			
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。	○	被爆二世に対し健康診断を実施することによって、健康状況の実態を把握するとともに健康管理に資するものであり、優先度の高い事業である。			
事業の 効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。	-				
	受益者との負担関係は妥当であるか。	-				
	単位当たりコストの水準は妥当か。	○	診療報酬改定に基づき、適切に設定されている。			
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	-				
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	○	被爆二世健診事業を実施する上で必要な経費に限定されている。			
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	-				
事業の 有効性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。	-				
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	○	過去の実績を勘案すると、当初見込みに対しおよそ9割ほどの達成率となっている。			
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	○	被爆二世の症状の改善、寛解及び治癒を図ることに活用されている。			
重複 排除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。 (役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)	-				
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名			
点検・ 改善結果	点検結果	過去3年間の執行実績の平均は99%であり引き続き適正な執行をは図って参りたい。				
	改善の 方向性	健康診断の受診状況等を踏まえ今後も適正な規模で必要な予算の確保に努める。				
外部有識者の所見						
点検対象外						
行政事業レビュー推進チームの所見						
現状 通り	点検結果も妥当であり、被爆二世の健康状態を把握するとともに健康管理に資する事業であることから、引き続き、必要な予算額を確保するとともに、適正な執行を行うこと。					
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況						
現状 通り	-					
備考						
関連する過去のレビューシートの事業番号						
	平成23年	157	平成24年	129	平成25年	154

※平成25年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

厚生労働省  
174百万円

委託契約に基づき、事業に要する経費を交付。



【委託】

A 都道府県、広島市、長崎市(49都道府県市)  
174百万円

委託契約に基づき、被爆二世健康診断を実施。健康診断について、医療機関等へ委託。



【委託】

B 医療機関等(広島市)  
56百万円

医療機関等は、健康診断を実施。

資金の流れ  
(資金の受け取り先が何を  
行っているかについて補  
足する)  
(単位:百万円)

費目・用途  
 (「資金の流れ」に  
 おいてブロックご  
 とに最大の金額  
 が支出されている  
 者について記載  
 する。費目と用途  
 の双方で実情が  
 分かるように記  
 載)

A.広島市			E.		
費目	用途	金額 (百万円)	費目	用途	金額 (百万円)
委託費	医療機関等 健康診断に要する経費	56			
賃金	臨時職員に要する経費	1			
需用費	受診票、文具等	1			
役務費	受診票等発送	1			
計		59	計		0
B.病院(広島市)			F.		
費目	用途	金額 (百万円)	費目	用途	金額 (百万円)
検診費	健康診断に要する経費	19			
計		19	計		0
C.			G.		
費目	用途	金額 (百万円)	費目	用途	金額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	用途	金額 (百万円)	費目	用途	金額 (百万円)
計		0	計		0

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	広島市	委託契約に基づき、被爆二世健康診断を実施又は医療機関等へ委託	59	随意契約	—
2	長崎市	委託契約に基づき、被爆二世健康診断を実施又は医療機関等へ委託	31	随意契約	—
3	広島件	委託契約に基づき、被爆二世健康診断を実施又は医療機関等へ委託	22	随意契約	—
4	大阪府	委託契約に基づき、被爆二世健康診断を実施又は医療機関等へ委託	8	随意契約	—
5	長崎県	委託契約に基づき、被爆二世健康診断を実施又は医療機関等へ委託	6	随意契約	—
6	神奈川県	委託契約に基づき、被爆二世健康診断を実施又は医療機関等へ委託	5	随意契約	—
7	山口県	委託契約に基づき、被爆二世健康診断を実施又は医療機関等へ委託	4	随意契約	—
8	福岡県	委託契約に基づき、被爆二世健康診断を実施又は医療機関等へ委託	4	随意契約	—
9	愛知県	委託契約に基づき、被爆二世健康診断を実施又は医療機関等へ委託	3	随意契約	—
10	千葉県	委託契約に基づき、被爆二世健康診断を実施又は医療機関等へ委託	3	随意契約	—

B.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	病院A	被爆二世検診の実施	19	随意契約	—
2	病院B	被爆二世検診の実施	5	随意契約	—
3	病院C	被爆二世検診の実施	4	随意契約	—
4	病院D	被爆二世検診の実施	3	随意契約	—
5	病院E	被爆二世検診の実施	3	随意契約	—
6	病院F	被爆二世検診の実施	2	随意契約	—
7	病院G	被爆二世検診の実施	2	随意契約	—
8	病院H	被爆二世検診の実施	2	随意契約	—
9	病院I	被爆二世検診の実施	1	随意契約	—
10	病院J	被爆二世検診の実施	1	随意契約	—

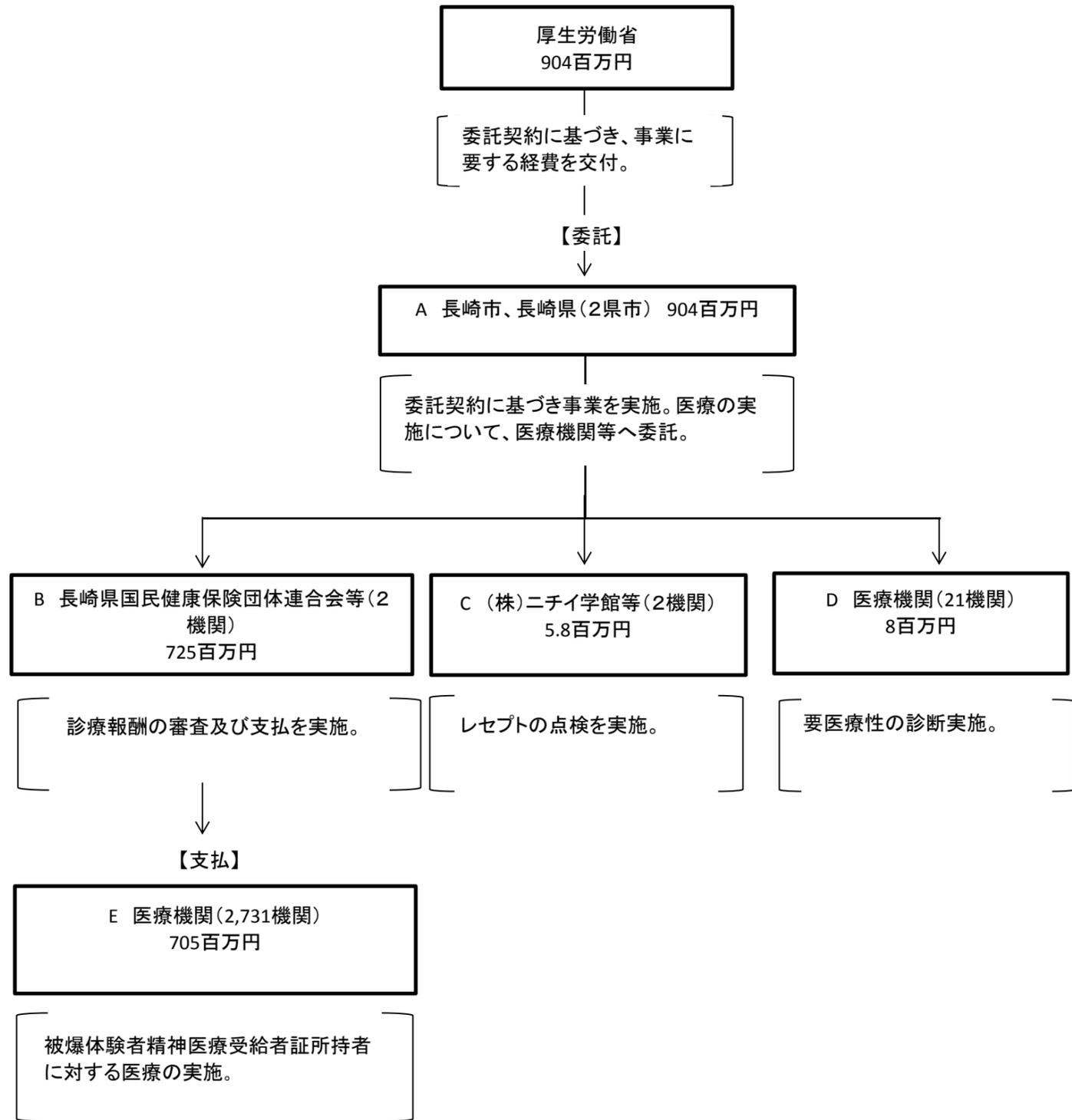
平成26年行政事業レビューシート

(厚生労働省)

事業名	被爆者体験者精神影響等調査研究委託費		担当部局庁	健康局		作成責任者			
事業開始・終了(予定)年度	開始年度:平成14年度 終了(予定)年度:終了予定なし		担当課室	総務課指導調査室		総務課指導調査室 稲葉 和男			
会計区分	一般会計		政策・施策名	I-5-4 原子爆弾被爆者等を援護すること					
根拠法令 (具体的な条項も記載)	-		関係する計画、通知等	「被爆体験者精神影響等調査研究事業の適正な実施について」					
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	当委託費は、被爆体験による精神的要因に基づく健康影響に関連する特定の精神疾患を有する方を対象に、精神疾患(合併症含む)の治療等に係る医療費の支給を行うこと等により、その症状の改善、寛解及び治癒を図ることを目的とする。								
事業概要 (5行程度以内。別添可)	被爆体験者精神影響等調査研究委託費 委託費:長崎県、長崎市 対象者:第二種健康診断受診者証の交付を受けた方で、現在、長崎県内に居住されている方 事業:健康教育の実施、精神疾患に関する診断、精神疾患の合併症に関する診断、被爆体験者精神医療受給者証の交付に関する事務、医療費の支給								
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input checked="" type="checkbox"/> 委託・請負 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他								
予算額・執行額 (単位:百万円)			23年度	24年度	25年度	26年度	27年度要求		
	予算 の 状 況	当初予算	1,014	1,001	958	939	849		
		補正予算	-	-	-	-	-		
		前年度から繰越し	-	-	-	-	-		
		翌年度へ繰越し	-	-	-	-	-		
		予備費等	-	-	-	-	-		
	計		1014	1001	958	939	849		
	執行額		974	932	904	-	-		
執行率(%)		96	93	94	-	-			
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標			単位	23年度	24年度	25年度	目標値 (年度)	
	被爆体験による精神的要因に基づく健康影響に関連する特定の精神疾患を有する方を対象に、精神疾患(合併症含む)の治療等に係る医療費の支給を行うこと等により、その症状の改善、寛解及び治癒を図ることを目的とする。			成果実績	人	7,643	7,407	7,188	-
				目標値	%	100	100	100	100
				達成度	%	100	100	100	-
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標			単位	23年度	24年度	25年度	26年度活動見込	
	第二種健康診断受診者証交付者			活動実績	人	7,643	7,407	7,188	-
				当初見込み	人	8,350	8,143	7,407	7,188
単位当たりコスト	算出根拠			単位	23年度	24年度	25年度	26年度見込	
	単位当たりコスト = X / Y			単位当たりコスト	円/人	127,437	125,827	125,765	-
	X:「執行額(百万円)」 Y:「第二種健康診断受診者証交付者数(人)」			計算式	X / Y	974/7,643	932/7,407	904/7,188	-
平成26・27年度予算内訳 (単位:百万円)	費目	26年度当初予算	27年度要求	主な増減理由					
	委託費	939	849	対象者数の減					
計	939	849							

事業所管部局による点検・改善						
		項目	評価	評価に関する説明		
国費投入の必要性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。		○	事業目的(被爆体験による精神的要因に基づく健康影響に関連する特定の精神疾患を有する方を対象に、その症状の改善、寛解及び治癒を図ること)を考慮すると、重要性の観点から国費を投入すべき事業である。		
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。		○	目的(被爆体験による精神的要因に基づく健康影響に関連する特定の精神疾患を有する方を対象に、精神疾患(合併症含む)の治療等に係る医療費の支給を行うこと等により、その症状の改善、寛解及び治癒を図ること)を考慮すると、国が実施すべき事業である。		
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。		○	被爆体験による精神疾患に関する診断、精神疾患の合併症に関する診断、医療費の支給等に係るものであるため、優先度の高い事業である。		
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		—			
	受益者との負担関係は妥当であるか。		—			
	単位当たりコストの水準は妥当か。		○	医療費の支給は診療報酬審査機関を介し行っており、単位あたりコストは妥当である。		
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		○	当該事業を実施する上で、必要な経費(健康教育の実施、精神疾患に関する診断、精神疾患の合併症に関する診断、被爆体験者精神医療受給者証の交付に関する事務、医療費の支給)に限定されている。		
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		○	当該事業を実施する上で、必要な経費(健康教育の実施、精神疾患に関する診断、精神疾患の合併症に関する診断、被爆体験者精神医療受給者証の交付に関する事務、医療費の支給)に限定されている。		
不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)		—				
事業の有効性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		—			
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		○	過去の実績を勘案すると、当初見込みに対しおよそ9割ほどの達成率となっている。		
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		○	症状の改善、寛解及び治癒を図ることに活用されている。		
重複排除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		—			
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名			
点検・改善結果	点検結果	25年度では前年度からの43百万の予算削減をおこなっており、24年度に比して予算執行率が改善されている。また各年度における単位あたりコストに大きな変動は見られなかった。				
	改善の方向性	被爆者の高齢化から受診者数は減少傾向にあるが、一人あたり平均単価は大きな変動は見られない。平成27年度予算についても、こうした傾向を勘案し適正な規模の予算の確保に努める。				
外部有識者の所見						
点検対象外						
行政事業レビュー推進チームの所見						
現状通り	点検結果も妥当であり、被爆体験による精神的要因に基づく健康影響に関連する特定の精神疾患を有する方を対象に、精神疾患の治療等に係る医療費の支給を行うために必要な事業であることから、引き続き、必要な予算額を確保するとともに、適正な執行を行うこと。					
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況						
縮減	被爆者の高齢化から受診者数が減少傾向であることを勘案し、27'要求額を849百万円とした。					
備考						
関連する過去のレビューシートの実業番号						
	平成23年	158	平成24年	130	平成25年	154

※平成25年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。



資金の流れ  
(資金の受け取  
り先が何を行っ  
ているかについ  
て補足する)  
(単位：百万  
円)

費目・用途  
 (「資金の流れ」に  
 おいてブロックご  
 とに最大の金額  
 が支出されている  
 者について記載  
 する。費目と用途  
 の双方で実情が  
 分かるように記  
 載)

A.長崎市			E.A病院		
費目	用途	金額 (百万円)	費目	用途	金額 (百万円)
扶助費	各医療機関に対する医療費扶助費	705	扶助費	医療扶助費	30
委託費	医療費審査支払事務委託料等(長崎県国民健康保険団体連合会、長崎県社会保険診療報酬支払基金、(株)ニチイ学館、長崎市医師会)	35			
役務費	調査書類作成費等	6			
人件費	申請受付事務やその他の事務補助等に係る経費	6			
需用費	消耗品費等	3			
報酬	受付・相談員等の専門員に係る経費	3			
報償費	審査会等の委員に対する諸謝金	2			
その他	賃借料、共済費等	2			
計		762	計		30
B.長崎県国民健康保険団体連合会(長崎市)			F.		
費目	用途	金額 (百万円)	費目	用途	金額 (百万円)
扶助費	各医療機関に対する医療費扶助費	649			
事務費	診療報酬明細書の審査及び支払事務に対する経費	19			
計		668	計		0
C.ニチイ学館(長崎市)			G.		
費目	用途	金額 (百万円)	費目	用途	金額 (百万円)
事務費	診療報酬明細書の写しのチェック等に関する経費	5.6			
計		6	計		0
D.社団法人 長崎市医師会(長崎市)			H.		
費目	用途	金額 (百万円)	費目	用途	金額 (百万円)
診療費	要医療性の診断実施に係る経費	3			
計		3	計		0

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	長崎市	委託契約に基づき事業を実施。医療の実施について、医療機関等へ委託	762	随意契約	-
2	長崎県	委託契約に基づき事業を実施。医療の実施について、医療機関等へ委託	142	随意契約	-

B.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	長崎県国民健康保険団体連合会	診療報酬の審査及び支払の実施	668	随意契約	-
2	長崎県社会保険診療報酬支払基金	診療報酬の審査及び支払の実施	57	随意契約	-

C.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	(株)ニチイ学館	レセプトの点検	5.6	2	86.91
2	(社)長崎市医師会	レセプトの点検	0.2	随意契約	-

D.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	(社)長崎市医師会	要医療性の診断実施	3	随意契約	-
2	(財)長崎原子爆弾被爆者対策協議会	要医療性の診断実施	2	随意契約	-
3	A クリニック	要医療性の診断実施	0.1	随意契約	-
4	A 病院	要医療性の診断実施	0.1	随意契約	-
5	B 病院	要医療性の診断実施	0.1	随意契約	-
6	C 病院	要医療性の診断実施	0.1	随意契約	-
7	D 病院	要医療性の診断実施	0.1	随意契約	-
8	E 病院	要医療性の診断実施	0.1	随意契約	-
9	B クリニック	要医療性の診断実施	0.1	随意契約	-
10	F 病院	要医療性の診断実施	0.1	随意契約	-

E.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	A 病院	医療の実施	30	随意契約	-
2	B 病院	医療の実施	14	随意契約	-
3	C 病院	医療の実施	14	随意契約	-
4	D 病院	医療の実施	11	随意契約	-
5	E 病院	医療の実施	11	随意契約	-
6	F 病院	医療の実施	10	随意契約	-
7	G 病院	医療の実施	9	随意契約	-
8	H 病院	医療の実施	7	随意契約	-
9	I 病院	医療の実施	7	随意契約	-
10	J 病院	医療の実施	7	随意契約	-

平成26年行政事業レビューシート

(厚生労働省)

事業名	在外被爆者渡日支援事業等委託費		担当部局庁	健康局		作成責任者	
事業開始・終了(予定)年度	開始年度:平成14年度 終了(予定)年度:終了予定なし		担当課室	総務課指導調査室		総務課指導調査室 稲葉 和男	
会計区分	一般会計		政策・施策名	I-5-4 原子爆弾被爆者等を援護すること			
根拠法令 (具体的な条項も記載)	-		関係する計画、通知等	「平成25年度在外被爆者支援事業の実施について」			
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	当委託費は、在外被爆者に対して、居住する国の医療機関で適切な医療を受けることができるよう、保健医療費等の助成事業等を行うことにより、在外被爆者の健康保持及び増進を図ることを目的とする。						
事業概要 (5行程度以内。別添可)	在外被爆者渡日支援事業等委託費 委託先：都道府県、広島市、長崎市 対象者：在外被爆者 事業：① 治療のための渡日を支援する事業(手帳交付渡日支援事業、渡日治療支援事業) ② 居住国における保健医療面の支援を行う事業 (保健医療助成事業、医師等派遣事業(健康相談等事業、現地研修事業)、受入医師研修事業) ③ 情報提供により支援を行う事業等						
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input checked="" type="checkbox"/> 委託・請負 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他						
予算額・執行額 (単位:百万円)	予算の状況	当初予算	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度要求
		補正予算	-	-	1,445	-	-
		前年度から繰越し	-	-	-	1,445	-
		翌年度へ繰越し	-	-	▲1,445	-	-
		予備費等	-	-	-	-	-
		計	882	892	894	2,360	915
	執行額	882	845	838	-	-	
	執行率(%)	100	95	94	-	-	
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標		単位	23年度	24年度	25年度	目標値(26年度)
	保健医療助成事業利用者数		成果実績	人	3,124	3,125	3,037
			目標値	人	3,124	3,125	3,125
			達成度	%	100	100	97.1
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標		単位	23年度	24年度	25年度	26年度活動見込
	委託件数		活動実績	件	7	7	7
			当初見込み	件	7	7	7
単位当たりコスト	算出根拠		単位	23年度	24年度	25年度	26年度見込
	単位当たりコスト = X / Y X:「執行額(百万円)」 Y:「委託件数(件)」		単位当たりコスト	百万円	126	121	120
			計算式	X / Y	882 / 7	845 / 7	838 / 7
平成26・27年度予算内訳 (単位:百万円)	費目	26年度当初予算	27年度要求	主な増減理由			
	扶助費等	728	728				
	旅費等	113	113				
	人件費等	30	30				
	委託費	30	30				
	借料等	5	5				
	諸謝金・通信運搬費・消耗品費	9	9				
計	915	915					

事業所管部局による点検・改善						
項目		評価	評価に関する説明			
国費投入の必要性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。		○	日本国内の被爆者と概ね同等の援護を在外被爆者に対し実施するための事業であり、在外被爆者の援護施策は広く国民のニーズがあり、国費を投入しなければ事業目的が達成できない。		
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。		○	在外被爆者の援護施策は、国が実施すべき事業である。 (本事業は、当初、地方自治体への国庫補助事業として開始したが、地方自治体の要望を受け、平成18年度から国の委託事業に切り替えた経緯がある。)		
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。		○	在外被爆者に対して、居住する国の医療機関で適切な医療を受けられるよう、保健医療費等の助成事業等を行うことにより、健康保持及び増進を図るものであり、日本国内の被爆者と概ね同等の援護を実施するという政策目的達成に向けて、優先度の高い事業である。		
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		○	本事業の主な事業である手帳交付渡日支援事業は、被爆者健康手帳の交付を前提に旅費等を支給する事業であるが、被爆者健康手帳の交付は、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第2条において、各都道府県知事、広島市長、長崎市長(以下、「知事等」という。)が交付する旨規定されていることから、知事等が当該事業を実施することができる唯一の主体である。よって、会計法(昭和22年法律第5号)第29条の3第4項の規定に基づき、知事等と随意契約により契約を締結している。		
	受益者との負担関係は妥当であるか。		○	日本国内の被爆者と概ね同等の援護を、在外被爆者に対しても実施する観点から実施しているものであり、負担関係は妥当である。		
	単位当たりコストの水準は妥当か。		○	事業に要する経費について精査を行っており、妥当である。		
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		○	事業を円滑かつ適正に執行する観点から、事業の一部について再委託を行っているものであり、合理的な支出である。		
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		○	経費の使途については、在外被爆者支援の円滑な実施に真に必要なものに限定している。		
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)		-			
事業の有効性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		-			
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		○	事業実施を希望する7県市と契約を締結し、事業を実施した。		
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		-			
重複排除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。 (役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		-			
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名			
点検・改善結果	点検結果	当初の予定どおり7県市に対して業務委託し、在外被爆者の居住国の保健医療面の支援を行う事業等を行った。医療費の自己負担額について、国内被爆者と同等の援護施策を行うため、これまで上限額までの助成であった者に対して、日本の診療報酬で算定した上で、上限額を超える請求分を事業開始時(平成16年度)まで遡及して支給することとし、補正予算を計上したが、審査支払機関の選定に時間を要することとなり、不測の日数を生じることとなった。そのため、当該補正予算を平成26年度に繰越したところである。執行率はほぼ前年度と同等であり、適切に執行できた。				
	改善の方向性	平成26年度予算においては、保健医療助成事業の上限額増額に伴い、33百万円の増額を行った。今年度の執行率を平成24、25年度と同等にするには、繰越予算の早期執行が求められるが、その達成のため、引き続き7県市に対して業務委託し、在外被爆者からの申請処理を迅速に行うよう働きかける。				
外部有識者の所見						
点検対象外						
行政事業レビュー推進チームの所見						
現状通り	点検結果も妥当であり、在外被爆者の健康保持及び増進に寄与する事業であることから、引き続き、必要な予算額を確保するとともに、適正な執行を行うこと。					
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況						
現状通り	-					
備考						
関連する過去のレビューシートの事業番号						
	平成23年	159	平成24年	131	平成25年	156

※平成25年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

厚生労働省  
838百万円

契約書、実施要綱等の作成。事業計画書等の審査、承認。委託費の支払い。

【随意契約】

A. 都道府県市(7) 838百万円

契約書、実施要綱、事業計画書等に従い事業を実施。事業完了後事業実績報告書を提出。

【随意契約】

B. 大韓赤十字社  
463百万円

【随意契約】

C. 長崎・ヒバクシャ医療  
国際協力会2百万円

資金の流れ  
(資金の受け取り先が何を  
行っているかについて補  
足する)  
(単位:百万円)

A.長崎県			E.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
扶助費	在外被爆者に対する保健医療助成費等の支給等	382			
委託料	大韓赤十字社への保健医療助成事業等の委託	60			
委託料	長崎ヒバクシャ医療国際協力会議への現地研修事業、受け入れ医師研修事業の委託	2			
人件費	職員給与等	16			
旅費	国外旅費、国内旅費	6			
需用費	会場借上料、事務用消耗品費等	2			
役務費	国内電話料、国際電話料等	2			
報償費等	医師等への謝礼金等	2			
計		472	計		0
B.大韓赤十字社			F.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
保健医療助成事業費	保健医療助成事業の実施に必要な経費	19			
健康相談等事業費	健康相談等事業の実施に必要な経費	15			
支援事業費	支援事業の実施に必要な経費	29			
保健医療助成費	在外被爆者に対する保健医療助成費	400			
計		463	計		0
C.長崎・ヒバクシャ医療国際協力会			G.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
人件費	臨時職員賃金	0.15			
旅費	医師派遣・受入にかかる旅費	1.52			
消耗品費	事務用消耗品	0.18			
通信運搬費	国際郵便料	0.01			
手数料等	通訳料	0.23			
使用料及び賃借料	自動車借上料	0.37			
計		2	計		0
D.			H.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0

費目・使途  
 (「資金の流れ」においてブロックごとに最大の金額が支出されている者について記載する。費目と使途の双方で実情が分かるように記載)

支出先上位10者リスト

A.都道府県市

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	長崎県	渡日を支援する事業、居住国における保健医療面の支援を行う事業、情報提供により支援を行う事業を実施。	472	随意契約	—
2	広島市	渡日を支援する事業、居住国における保健医療面の支援を行う事業、情報提供により支援を行う事業を実施。	181	〃	—
3	広島県	渡日を支援する事業、居住国における保健医療面の支援を行う事業、情報提供により支援を行う事業を実施。	120	〃	—
4	長崎市	渡日を支援する事業、居住国における保健医療面の支援を行う事業、情報提供により支援を行う事業を実施。	60	〃	—
5	山口県	渡日を支援する事業、情報提供により支援を行う事業を実施。	4	〃	—
6	福岡県	渡日を支援する事業、情報提供により支援を行う事業を実施。	1	〃	—
7					
8					
9					
10					

B.大韓赤十字社

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	大韓赤十字社	韓国内における保健医療助成事業、健康相談等事業、支援事業の円滑な執行を実施。韓国内関係機関との連絡調整の実施。	463	随意契約	—
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

C. 長崎・ヒバクシャ医療国際協力会

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	長崎・ヒバクシャ医療国際協力会	現地研修事業及び受入医師研修事業を実施。	2	随意契約	—
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

平成26年行政事業レビューシート

(厚生労働省)

事業名	原爆被爆者保健福祉施設運営費等補助金	担当部局庁	健康局	作成責任者			
事業開始・終了(予定)年度	開始年度: 昭和43年度 終了(予定)年度: 終了予定なし	担当課室	総務課指導調査室	総務課指導調査室長 稲葉 和男			
会計区分	一般会計	政策・施策名	I-5-4 原子爆弾被爆者等を援護すること				
根拠法令 (具体的な条項も記載)	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律 第37条、第38条、第39条、第43条第3項	関係する計画、通知等	「原子爆弾被爆者養護ホーム入所委託要綱及び原子爆弾被爆者養護ホームの運営に関する基準について」 「原子爆弾被爆者養護ホームにおける原子爆弾被爆者サービス事業の実施について」 「原子爆弾被爆者養護ホームにおける原子爆弾被爆者ショートステイ事業の実施について」 「原爆被爆者の介護保険等利用者負担に対する助成事業について」 「原爆被爆者家庭奉仕員派遣事業について」 「原爆被爆者の訪問介護利用者負担に対する助成事業について」 「原爆被爆者相談事業の実施について」 「原爆死没者慰霊式等出席旅費の支給について」 「原爆死没者慰霊等事業の実施について」 「原子爆弾被爆者指定医療機関等医師研究会の実施について」 「原爆被爆者動態調査事業の実施について」				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	当補助金は、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第43条第3項の規定に基づく原爆被爆者保健福祉施設運営費、老人福祉施設入所等被爆者助成費、訪問介護利用被爆者助成事業及び原爆被爆者相談事業に対する補助を行い、高齢化する被爆者の保健福祉の向上を図ることを目的とする。また、広島市、長崎市が開催する原爆死没者慰霊式典及び都道府県(広島市、長崎市を含む)が補助する慰霊式典への助成等を行う。						
事業概要 (5行程度以内。別添可)	原爆被爆者保健福祉施設運営費等補助金 ① 原爆被爆者保健福祉施設運営費(補助率: 8/10、1/2) 広島・長崎両県市が行う原爆被爆者養護ホームの運営事業等及び、都道府県・広島市・長崎市が行う原爆被爆者の介護保険利用料自己負担分等の助成事業に必要な経費 ② 訪問介護利用被爆者助成事業(補助率: 1/2) 原爆被爆者のうち低所得の方が利用する訪問介護利用料自己負担分等の助成事業に必要な経費 ③ 原爆被爆者相談事業(補助率: 1/2) 高齢化する原爆被爆者の健康指導及び医療、福祉等に関する各種相談事業に必要な経費 ④ 原爆死没者慰霊式等開催費(補助率: 定額) 広島市・長崎市で開催される平和祈念式典の実施に必要な経費 ⑤ 原爆死没者慰霊等事業(補助率: 2/3) 全国各地の地域・職域単位で開催される慰霊式典等の実施に必要な経費 ⑥ 原爆被爆者動態調査等事業費(補助率: 1/2) 広島・長崎両市の原爆被災直前の全町(3km以遠)における各世帯の被災状況調査等に必要な経費						
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 委託・請負 <input checked="" type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他						
予算額・執行額 (単位: 百万円)		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度要求	
	予算の状況	当初予算	4,363	4,685	4,924	5,043	5,073
		補正予算	—	—	—	—	—
		前年度から繰越し	123	—	—	—	—
		翌年度へ繰越し	—	—	—	—	—
		予備費等	—	—	—	—	—
	計	4,486	4,685	4,924	5,043	5,073	
執行額	4,485	4,658	4,797	—	—		
執行率(%)	100	99	97	—	—		
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標		単位	23年度	24年度	25年度	目標値(26年度)
	事業の助成件数	成果実績	件	427,522	411,192	419,930	—
		目標値	%	100	100	100	100
		達成度	%	100	100	100	—
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標		単位	23年度	24年度	25年度	26年度活動見込
	事業の助成件数	活動実績	件	427,522	411,192	419,930	—
		当初見込み			(389,172)	(431,313)	(464,667)
単位当たりコスト	算出根拠		単位	23年度	24年度	25年度	26年度見込
	単位当たりコスト = X / Y X: 「執行額(百万円)」 Y: 「助成件数(件)」	単位当たりコスト	円	10,491	11,328	11,423	10,427
		計算式	X / Y		4,485 / 427,522	4,658 / 411,192	4,797 / 419,930
平成26・27年度予算内訳 (単位: 百万円)	費目	26年度当初予算	27年度要求	主な増減理由			
	補助金 (原爆被爆者保健福祉施設運営事業)	4,633	4,611	新たに被爆70周年事業を計上したことによる増			
	補助金 (訪問介護利用被爆者助成事業)	293	295				
	補助金 (原爆被爆者相談事業)	71	71				
	補助金 (原爆死没者慰霊式等開催事業)	22	52				
	補助金 (原爆死没者慰霊等事業)	17	37				
	補助金 (原爆被爆者動態調査等事業)	7	7				
	計	5,043	5,073				

事業所管部局による点検・改善						
項目		評価	評価に関する説明			
国費投入の必要性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。		○	原子爆弾被爆者の援護に関する法律に基づくものであり、国費を投入しなければ事業目的が達成できない。		
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。		○	被爆者援護法第43条第3項の規定に基づく補助等を行うものであり、国が実施すべき事業である。		
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。		○	被爆者の保健福祉の向上及び原爆死没者の慰霊という政策目的達成に向けて、優先度の高い事業である。		
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		-			
	受益者との負担関係は妥当であるか。		○	被爆者援護法第43条第3項の規定に基づく補助等を行っており妥当である。		
	単位当たりコストの水準は妥当か。		○	被爆者に対する援助・助成を適正に行っており、妥当である。		
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		○	原爆ホームの運営経費、介護保険利用被爆者の自己負担分の助成費など、事業の実施に必要な経費に限定されており妥当である。		
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		○	原爆ホームの運営経費、介護保険利用被爆者の自己負担分の助成費など、事業の実施に必要な経費に限定されており妥当である。		
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)		-			
事業の有効性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		-			
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		○	概ね見込みどおりに予算を執行している。		
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		-			
重複排除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)					
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名			
点検・改善結果	点検結果	介護保険等利用被爆者助成事業の助成件数は被爆者の高齢化に伴い増加傾向にあり、また平成25年度の執行額は、前年度比3%増加している。今後も増加が見込まれる。				
	改善の方向性	各項目の点検の結果、本事業は妥当であり、近年の事業実施状況を踏まえ、平成26年度予算においては、対前年度119百万円の増額を行ったところである。今後も引き続き、適正な予算の確保に努める。				
外部有識者の所見						
点検対象外						
行政事業レビュー推進チームの所見						
現状通り	点検結果も妥当であり、高齢化する被爆者の保健福祉の向上を図ることや、原爆死没者慰霊式典等に必要事業であることから、引き続き、必要な予算額を確保するとともに、適正な執行を行うこと。					
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況						
現状通り	-					
備考						
関連する過去のレビューシートの事業番号						
	平成23年	160	平成24年	132	平成25年	157

**資金の流れ**  
 (資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)  
 (単位: 百万円)

厚生労働省  
4,429百万円

交付内容の精査、調整、確認等



【補助】

A. 都道府県、広島市、長崎市(49)  
4,429百万円

【①原爆被爆者保健福祉施設運営事業】  
原爆ホームの運営事業及び介護保険等利用被爆者助成事業の実施  
(法律補助、予算補助)



【外部委託】

G. 原爆ホーム運営事業者(2)  
1,273百万円

原爆ホームの運営、各種事業の実施

厚生労働省  
265百万円

交付内容の精査、調整、確認等



【補助】

B. 都道府県、広島市、長崎市(47)  
265百万円

【②原爆被爆者家庭奉仕員派遣事業(訪問介護利用被爆者助成事業(H24~))】  
原爆被爆者のうち低所得のものに対する訪問介護利用助成事業等の実施  
(法律補助、予算補助)

厚生労働省  
49百万円

交付内容の精査、調整、確認等



【補助】

C. 都道府県、広島市、長崎市(27)  
49百万円

【③原爆被爆者相談事業】  
原爆被爆者に対する相談事業の実施  
(法律補助)

厚生労働省  
22百万円

交付内容の精査、調整、確認等



【補助】

D. 広島市、長崎市(2)  
22百万円

【④原爆死没者慰霊式典開催事業】  
広島市、長崎市において毎年開催される平和祈念式典の実施  
(予算補助)

厚生労働省  
26百万円

交付内容の精査、調整、確認等



【補助】

E. 都道府県、広島市、長崎市(30)  
26百万円

【⑤原爆死没者慰霊等事業】  
各地域、職域単位で実施される慰霊等事業への助成  
(予算補助)

厚生労働省  
6百万円

交付内容の精査、調整、確認等



【補助】

F. 長崎県・広島市・長崎市(3)  
6百万円

【⑥原爆被爆者動態調査等事業】  
動態調査事業及び医師研究会の実施  
(予算補助)

費目・使途  
 (「資金の流れ」に  
 おいてブロックご  
 とに最大の金額  
 が支出されている  
 者について記載  
 する。費目と使途  
 の双方で実情が  
 分かるように記  
 載)

A.広島市			E.広島市		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
外部委託	原爆ホーム運営費及び事業費	1,273	式典費用	式典実施に係る需用費、役務費、報償費等の一部	4
助成費等	原爆被爆者の介護保険利用に係る自己負担分への助成等	605	その他	刊行事業、慰霊碑の改修費用の一部	4
			イベント開催費	イベント開催に必要な需用費、会場借上料、役務費等の一部	1
計		1,878	計		9
B.広島市			F.広島県		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
助成費等	訪問介護利用被爆者の自己負担分への助成費等	100	旅費等	研究会出席者旅費、会場借上料等	2
計		100	計		2
C.広島市			G.(財)広島原爆被爆者援護事業団		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
人件費等	相談員配置に係る人件費、手当及び共済費	25	人件費	賃金、各種手当、保険料等	601
需用費	リーフレット作成、書籍購入、消耗品費等	1	施設維持費	給食、空調管理、清掃、警備、エレベーター管理業務等委託費	124
役務費等	通信運搬費、旅費等	1	光熱水費	公共料金にかかる費用	110
			食糧費	施設利用者に対する食糧費	90
			消耗品費等	施設管理、事務及び生活用品に係る消耗品等	22
			修繕費	施設修繕等に係る経費	9
			保健衛生費	職員及び利用者の健康管理にかかる経費	4
			その他	税金、各種手数料、印刷製本費、燃料費等	41
計		27	計		1,001
D.広島市			H.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
式典費用	会場設営及び式典演出に係る費用	3			
旅費	式典出席遺族に係る旅費	2			
工事請負費	式典設営工事に係る費用	2			
賃借料等	会場、家屋、自動車等借上料	2			
需用費	消耗品費、食糧費、印刷製本費	1			
その他	出席者謝金等	1			
計		11	計		0

支出先上位10者リスト

A.都道府県市

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	広島市	原爆養護ホームの運営及び介護保険等利用被爆者助成事業の実施	1,878	—	—
2	長崎市	原爆養護ホームの運営及び介護保険等利用被爆者助成事業の実施	1,198	—	—
3	広島県	原爆養護ホームの運営及び介護保険等利用被爆者助成事業の実施	571	—	—
4	長崎県	原爆養護ホームの運営及び介護保険等利用被爆者助成事業の実施	344	—	—
5	福岡県	介護保険等利用被爆者助成事業の実施	60	—	—
6	東京都	介護保険等利用被爆者助成事業の実施	43	—	—
7	大阪	介護保険等利用被爆者助成事業の実施	38	—	—
8	山口	介護保険等利用被爆者助成事業の実施	37	—	—
9	神奈川県	介護保険等利用被爆者助成事業の実施	34	—	—
10	兵庫県	介護保険等利用被爆者助成事業の実施	32	—	—

B.都道府県市

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	広島市	訪問介護利用被爆者助成事業の実施	100	—	—
2	長崎市	訪問介護利用被爆者助成事業の実施	57	—	—
3	広島県	訪問介護利用被爆者助成事業の実施	27	—	—
4	大阪府	訪問介護利用被爆者助成事業の実施	16	—	—
5	長崎県	訪問介護利用被爆者助成事業の実施	13	—	—
6	福岡県	訪問介護利用被爆者助成事業の実施	9	—	—
7	東京都	訪問介護利用被爆者助成事業の実施	7	—	—
8	兵庫県	訪問介護利用被爆者助成事業の実施	6	—	—
9	神奈川県	訪問介護利用被爆者助成事業の実施	4	—	—
10	山口県	訪問介護利用被爆者助成事業の実施	4	—	—

C.都道府県市

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	広島市	原爆被爆者に対する相談事業の実施	27	—	—
2	長崎市	原爆被爆者に対する相談事業の実施	17	—	—
3	大阪府	原爆被爆者に対する相談事業の実施	0.6	—	—
4	東京都	原爆被爆者に対する相談事業の実施	0.6	—	—
5	兵庫県	原爆被爆者に対する相談事業の実施	0.3	—	—
6	神奈川県	原爆被爆者に対する相談事業の実施	0.3	—	—
7	山口県	原爆被爆者に対する相談事業の実施	0.3	—	—
8	千葉県	原爆被爆者に対する相談事業の実施	0.2	—	—
9	愛知県	原爆被爆者に対する相談事業の実施	0.2	—	—
10	愛媛県	原爆被爆者に対する相談事業の実施	0.2	—	—

D.広島市、長崎市

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	広島市	広島市において毎年開催される平和記念式典の実施	11	—	—
2	長崎市	長崎市において毎年開催される平和記念式典の実施	11	—	—
3				—	—
4				—	—
5				—	—
6				—	—
7				—	—
8				—	—
9				—	—
10				—	—

## E.都道府県市

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	広島市	各地域、職域単位で実施される慰霊堂事業への助成	9	—	—
2	長崎市	各地域、職域単位で実施される慰霊堂事業への助成	6	—	—
3	大阪府	各地域、職域単位で実施される慰霊堂事業への助成	0.8	—	—
4	岐阜県	各地域、職域単位で実施される慰霊堂事業への助成	0.7	—	—
5	宮城県	各地域、職域単位で実施される慰霊堂事業への助成	0.7	—	—
6	広島県	各地域、職域単位で実施される慰霊堂事業への助成	0.6	—	—
7	東京都	各地域、職域単位で実施される慰霊堂事業への助成	0.6	—	—
8	熊本県	各地域、職域単位で実施される慰霊堂事業への助成	0.5	—	—
9	静岡県	各地域、職域単位で実施される慰霊堂事業への助成	0.5	—	—
10	福岡県	各地域、職域単位で実施される慰霊堂事業への助成	0.5	—	—

## F.広島県、広島市、長崎市

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	広島県	原爆被爆者指定医療機関等医師研究会の実施	2	—	—
2	広島市	原爆被爆者動態調査事業の実施	2	—	—
3	長崎市	原爆被爆者動態調査事業の実施	2	—	—
4				—	—
5				—	—
6				—	—
7				—	—
8				—	—
9				—	—
10				—	—

## G.原爆ホーム運営事業者

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	(財)広島原爆被爆者援護事業	原爆養護ホームの運営	1,001	—	—
2	(社福)広島常光福祉会	原爆養護ホームの運営	272	—	—
3				—	—
4				—	—
5				—	—
6				—	—
7				—	—
8				—	—
9				—	—
10				—	—

平成26年行政事業レビューシート

(厚生労働省)

事業名	原爆被爆者介護手当等負担金		担当部局庁	健康局		作成責任者		
事業開始・終了(予定)年度	開始年度 : 昭和43年度 終了(予定)年度: 終了予定なし		担当課室	総務課指導調査室		総務課指導調査室長 稲葉 和男		
会計区分	一般会計		政策・施策名	I-5-4 原子爆弾被爆者等を援護すること				
根拠法令 (具体的な条項も記載)	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律 第31条、第43条第2項		関係する計画、通知等	-				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	当負担金は、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第31条に規定する介護手当について、同法第43条第2項の規定に基づき都道府県、広島市及び長崎市が行う同手当及び同手当の支給事業に要する経費の一部を負担することにより、原爆被爆者の福祉の向上を図ることを目的とする。							
事業概要 (5行程度以内。別添可)	原爆被爆者介護手当等負担金 負担先 : 都道府県、広島市、長崎市 対象者 : 原爆被爆者であって、精神上又は身体上の障害により介護を要する状態にあり、かつ、介護を受けている方 手当額 : 介護手当 重度 104,290円以内/月額、中度 69,520円以内/月額、 家族介護手当 21,210円/月額 負担率 : 8/10、1/2							
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 委託・請負 <input checked="" type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他							
予算額・執行額 (単位:百万円)	予算の状況	当初予算	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度要求	
		補正予算	-	-	-	-	-	
		前年度から繰越し	-	-	-	-	-	
		翌年度へ繰越し	-	-	-	-	-	
		予備費等	-	-	-	-	-	
		計	1,236	1,282	1,157	1,153	1,134	
	執行額	1,166	1,160	1,061	-	-		
執行率 (%)	94	91	92	-	-			
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標			単位	23年度	24年度	25年度	目標値 (26年度)
	介護手当の支給件数	成果実績	件	38,160	37,412	35,248	-	
		目標値	%	100	100	100	100	
		達成度	%	100	100	100	-	
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標			単位	23年度	24年度	25年度	26年度活動見込
	介護手当の支給件数	活動実績	件	38,160	37,412	35,248	-	
		当初見込み		(43,290)	(41,192)	(40,083)	(35,530)	
単位当たりコスト	算出根拠			単位	23年度	24年度	25年度	26年度見込
	単位当たりコスト = X / Y		単位当たりコスト	円	30,555	31,006	30,100	32,451
	X:「執行額(百万円)」 Y:「支給件数(件)」		計算式	X / Y	1,166/38,160	1,160/37,412	1,061/35,248	1,153/35,530
平成26・27年度予算内訳 (単位:百万円)	費目	26年度当初予算	27年度要求	主な増減理由				
	介護手当負担金	862	850	支給見込み件数の減少による減				
	家族介護手当負担金	291	284					
計	1,153	1,134						

事業所管部局による点検・改善						
		項目	評価	評価に関する説明		
国費 必要 投入 の	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。		○	原子爆弾被爆者の援護に関する法律に基づくものであり、国費を投入しなければ事業目的が達成できない。		
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。		○	被爆者援護法第43条第1項の規定に基づいており、国が実施すべき事業である。		
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。		○	被爆者の福祉の向上を図るという政策目的達成に向けて、優先度の高い事業である。		
事業 の 効率 性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		-			
	受益者との負担関係は妥当であるか。		○	被爆者援護法第43条第1項の規定に基づいており、妥当である。		
	単位当たりコストの水準は妥当か。		○	過去の実績等を踏まえ適正な予算執行を行っており、妥当である。		
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		-			
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		○	被爆者に対する手当支給に限定されており、適切である。		
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)		-			
事業 の有 効性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		-			
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		○	概ね見込みどおりに予算を執行している。		
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		-			
重 複 排 除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。 (役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)					
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名			
	162	原爆被爆者医療費	厚生労働省健康局	162:原子爆弾被爆者の援護に関する法律第10条、17条、18条に基づく医療費の支給		
	171	原爆被爆者健康診断費交付金	厚生労働省健康局	171: 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第7条に基づく健康診断の実施		
	172	原爆被爆者手当交付金	厚生労働省健康局	172: 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第24条～28条に基づく手当の支給		
173	原爆被爆者葬祭料交付金	厚生労働省健康局	173: 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第32条に基づく葬祭料の支給			
点 検 ・ 改 善 結 果	点検結果	支給件数の減少に伴い、執行額も減少傾向にある。平成25年度執行額は、対前年度比8%減少している。予算の見直しの結果、前年度より予算執行率が改善された。				
	改善の方向性	近年の事業実施状況を踏まえ、平成26年度予算においては、対前年度4百万円の減額を行ったところである。今後も引き続き、適正な予算の確保に努める。				
外部有識者の所見						
点検対象外						
行政事業レビュー推進チームの所見						
事業 内容 の 一 部 改 善	これまでの執行実績や今後の見込みを精査した上で、必要な予算額を確保すること。					
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況						
縮 減	執行実績や今後の支給見込み件数を精査し、概算要求を行った。					
備考						
関連する過去のレビューシートの事業番号						
	平成23年	161	平成24年	133	平成25年	158

厚生労働省  
1,061万円

交付内容の精査、調整、確認  
等



【補助】

A. 都道府県、広島市、長崎市(47)  
1,061百万円

被爆者からの申請の精査、事  
業の実施

資金の流れ  
(資金の受け取  
り先が何を行っ  
ているかについ  
て補足する)  
(単位：百万  
円)

費目・使途  
 (「資金の流れ」に  
 おいてブロックご  
 とに最大の金額  
 が支出されている  
 者について記載  
 する。費目と使途  
 の双方で実情が  
 分かるように記  
 載)

A.広島市			E.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
手当	介護手当支給費	433			
計		433	計		0
B.			F.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
C.			G.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0

支出先上位10者リスト

A.都道府県市

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	広島市	介護手当の申請に関する審査及び支給事務	433	—	—
2	長崎市	介護手当の申請に関する審査及び支給事務	239	—	—
3	東京都	介護手当の申請に関する審査及び支給事務	91	—	—
4	徳島県	介護手当の申請に関する審査及び支給事務	51	—	—
5	広島県	介護手当の申請に関する審査及び支給事務	44	—	—
6	長崎県	介護手当の申請に関する審査及び支給事務	40	—	—
7	大阪府	介護手当の申請に関する審査及び支給事務	34	—	—
8	神奈川県	介護手当の申請に関する審査及び支給事務	21	—	—
9	兵庫県	介護手当の申請に関する審査及び支給事務	15	—	—
10	福岡県	介護手当の申請に関する審査及び支給事務	12	—	—

B.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

平成26年行政事業レビューシート

(厚生労働省)

事業名	原爆被爆者健康診断交付金		担当部局庁	健康局	作成責任者			
事業開始・終了(予定)年度	開始年度: 昭和32年度 終了(予定)年度: 終了予定なし		担当課室	総務課指導調査室	総務課指導調査室 稲葉 和男			
会計区分	一般会計		政策・施策名	I-5-4 原子爆弾被爆者等を援護すること				
根拠法令 (具体的な条項も記載)	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第43条第1項		関係する計画、通知等	「原子爆弾被爆者がん検診実施要領の改正等について」				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	当交付金は、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第43条第1項の規定に基づき都道府県、広島市及び長崎市が行う健康診断に要する経費を全額交付することにより、原爆被爆者の健康の保持及び増進を図ることとする。							
事業概要 (5行程度以内。別添可)	原爆被爆者健康診断費交付金 交付先: 都道府県、広島市、長崎市 交付率: 10/10 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第7条、第8条、附則第17条に基づき、被爆者の方(被爆者健康手帳所持者、第一種健康診断受診者証所持者)に対し年間、定期2回、希望2回の健康診断を行う。第二種健康診断受診者証の交付を受けた方については、年1回の健康診断を行う。							
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 委託・請負 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input checked="" type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他							
予算額・執行額 (単位: 百万円)	予算の状況	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度要求		
		当初予算	2,794	2,757	2,444	2,384	2,317	
		補正予算	-	-	-	-	-	
		前年度から繰越し	-	-	-	-	-	
		翌年度へ繰越し	-	-	-	-	-	
		予備費等	-	-	-	-	-	
	計	2,794	2,757	2,444	2,384	2,317		
執行額	2,431	2,431	2,171	-	-			
執行率 (%)	87	88	89	-	-			
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標		単位	23年度	24年度	25年度	目標値 (年度)	
	健康診断受診率		成果実績	%	70.3	73.3	74.5	-
			目標値	%	71.5	70.3	73.3	-
			達成度	%	98%	104%	102%	-
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標		単位	23年度	24年度	25年度	26年度活動見込	
	一般健康診断受診者数		活動実績	人	155,913	154,506	135,262	-
			当初見込み	人	176,948	171,396	151,207	145,763
単位当たりコスト	算出根拠		単位	23年度	24年度	25年度	26年度見込	
	単位当たりコスト = X / Y		単位当たりコスト	円/人	15,592	15,734	160,503	163,553
	X: 「執行額(百万円)」 Y: 「一般健康診断受診者数(人)」		計算式	X / Y	2,431/155,913	2,431/154,506	2,171/135,262	2,384/145,763
平成26・27年度予算内訳 (単位: 百万円)	費目	26年度当初予算	27年度要求	主な増減理由				
	健康診断費	2,167	2,109	受診対象者数の減				
	交通手当	38	34					
	事務費	179	174					
計	2,384	2,317						

事業所管部局による点検・改善						
		項目	評価	評価に関する説明		
国費投入の必要性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。		○	原子爆弾被害者に対する援護に関する法律に基づくものであり、事業目的や重要性の観点から国費を投入すべき事業である。		
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。		○	被爆者援護法第43条第1項の規定に基づいており、国が実施すべきものである。		
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。		○	原爆被爆者の健康の保持及び増進を図ることを目的としており、優先度の高い事業である。		
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		—			
	受益者との負担関係は妥当であるか。		○	被爆者援護法第43条第1項の規定に基づいており、妥当である。		
	単位当たりコストの水準は妥当か。		○	交付要綱で定められた単価に基づき都道府県に経費を交付しており単位あたりコストは妥当である。		
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		—			
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		○	都道府県、広島市及び長崎市が行う健康診断に要する経費に限定されている。		
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)		○	受診件数の減によるもの。		
事業の有効性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		—			
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		○	高齢化に伴い健康診断を受診せず、医療機関にかかっている被爆者が増えてきており、医療を受ける一環として健康管理を行う方が増加しているため健康診断受診数が減少傾向になっている。		
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		—			
重複排除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		○			
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名			
	162	原爆被爆者医療費	健康局総務課		162:原子爆弾被爆者の援護に関する法律第10条、17条、18条に基づく医療費の支給	
	170	原爆被爆者介護手当等負担金	健康局総務課		170:原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第31条に基づく介護手当の支給	
	172	原爆被爆者手当交付金	健康局総務課		172:原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第24条～28条に基づく手当の支給	
	173	原爆被爆者葬祭料交付金	健康局総務課		173:原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第32条に基づく葬祭料の支給	
点検・改善結果	点検結果	平成25年度予算については、近年の執行状況を踏まえ、対前年度88.6%(△313百万円)の規模に見直しを図ったことにより、執行率が改善している。				
	改善の方向性	引き続き受診者数等を勘案し、規模に見合った予算の確保に努める。				
外部有識者の所見						
点検対象外						
行政事業レビュー推進チームの所見						
事業内容の改善	これまでの執行実績や今後の見込みを精査した上で、必要な予算額を確保すること。					
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況						
縮減	これまでの執行実績及び今後の見込みを勘案し、対前年度△67百万円の要求額とした。					
備考						
関連する過去のレビューシートの事業番号						
	平成23年	162	平成24年	134	平成25年	159

※平成25年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

厚生労働省  
2,171百万円

委託事業に基づき、事業に要する経費を  
交付。



【委任】

A 地方厚生局(7機関) 2,171百万円

交付内容の精査と決定等。



【交付】

B 都道府県、広島市、長崎市(49都道府県市)  
2,171百万円

委託契約に基づき事業を実施。健康  
診断の実施について医療機関等へ委  
託。



【委託】

C 医療機関等(広島市)  
691百万円

被爆者等に対し健康診断を実施。

資金の流れ  
(資金の受け取  
り先が何を行っ  
ているかについ  
て補足する)  
(単位:百万  
円)

費目・用途  
 (「資金の流れ」に  
 においてブロックご  
 とに最大の金額  
 が支出されている  
 者について記載  
 する。費目と用途  
 の双方で実情が  
 分かるように記  
 載)

A.中国四国厚生局			E.		
費目	用途	金額 (百万円)	費目	用途	金額 (百万円)
交付金	交付金の交付	1,047			
計		1,047	計		0
B.広島市			F.		
費目	用途	金額 (百万円)	費目	用途	金額 (百万円)
委託料	被爆者等に対して健康診断を行う医療機関等への委託契約料	691			
事務費	委託料を除き、事業実施にかかる経費	32			
交通手当	遠隔地より一般検査又はがん検査を受けた被爆者、また精密検査を被爆者に対する交通手当	10			
計		733	計		0
C.医療機関(広島市)			G.		
費目	用途	金額 (百万円)	費目	用途	金額 (百万円)
検診費	被爆者等に対する検診費	487			
計		487	計		0
D.			H.		
費目	用途	金額 (百万円)	費目	用途	金額 (百万円)
計		0	計		0

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	中国四国厚生局	交付金の交付	1047	-	-
2	九州厚生局	交付金の交付	832	-	-
3	関東信越厚生局	交付金の交付	136	-	-
4	近畿厚生局	交付金の交付	112	-	-
5	東海厚生局	交付金の交付	30	-	-
6	東北厚生局	交付金の交付	8	-	-
7	北海道厚生局	交付金の交付	6	-	-
8					
9					
10					

B.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	広島市	委託契約に基づき事業を実施又は健康診断実施について医療機関等へ委託	733	-	-
2	長崎市	委託契約に基づき事業を実施又は健康診断実施について医療機関等へ委託	582	-	-
3	広島県	委託契約に基づき事業を実施又は健康診断実施について医療機関等へ委託	240	-	-
4	長崎県	委託契約に基づき事業を実施又は健康診断実施について医療機関等へ委託	154	-	-
5	福岡県	委託契約に基づき事業を実施又は健康診断実施について医療機関等へ委託	53	-	-
6	東京都	委託契約に基づき事業を実施又は健康診断実施について医療機関等へ委託	45	-	-
7	神奈川県	委託契約に基づき事業を実施又は健康診断実施について医療機関等へ委託	43	-	-
8	兵庫県	委託契約に基づき事業を実施又は健康診断実施について医療機関等へ委託	40	-	-
9	大阪府	委託契約に基づき事業を実施又は健康診断実施について医療機関等へ委託	37	-	-
10	山口県	委託契約に基づき事業を実施又は健康診断実施について医療機関等へ委託	23	-	-

C.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	医療機関A	健康診断の実施	487	-	-
2	医療機関B	健康診断の実施	73	-	-
3	医療機関C	健康診断の実施	55	-	-
4	医療機関D	健康診断の実施	17	-	-
5	医療機関E	健康診断の実施	12	-	-
6	医療機関F	健康診断の実施	11	-	-
7	医療機関G	健康診断の実施	9	-	-
8	医療機関H	健康診断の実施	8	-	-
9	医療機関I	健康診断の実施	8	-	-
10	医療機関J	健康診断の実施	7	-	-

平成26年行政事業レビューシート

(厚生労働省)

事業名	原爆被爆者手当交付金	担当部局庁	健康局	作成責任者			
事業開始・終了(予定)年度	開始年度 : 昭和43年度 終了(予定)年度: 終了予定なし	担当課室	総務課指導調査室	総務課指導調査室長 稲葉 和男			
会計区分	一般会計	政策・施策名	I-5-4 原子爆弾被爆者等を援護すること				
根拠法令 (具体的な条項も記載)	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律 第24条～第28条、第43条第1項	関係する計画、通知等	-				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	当交付金は、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第24条～28条に規定する医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当、健康管理手当、保健手当について、同法第43条第1項の規定に基づき都道府県、広島市及び長崎市が行う同手当及び同手当の支給事業に要する経費の全額を交付することにより、原爆被爆者の健康の保持及び増進を図ることを目的とする。						
事業概要 (5行程度以内。別添可)	原爆被爆者手当交付金 交付先 : 都道府県、広島市、長崎市 交付率 : 10/10						
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 委託・請負 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input checked="" type="checkbox"/> その他						
予算額・執行額 (単位:百万円)		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度要求	
	当初予算	91,338	89,867	90,636	89,953	87,760	
	補正予算	-	-	-	-	-	
	前年度から繰越し	-	-	-	-	-	
	翌年度へ繰越し	-	-	-	-	-	
	予備費等	-	-	-	-	-	
	計	91,338	89,867	90,636	89,953	87,760	
執行額	91,338	89,038	85,454	-	-		
執行率 (%)	100	90	94	-	-		
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標		単位	23年度	24年度	25年度	目標値 (年度)
	医療特別手当・特別手当・原子爆弾小頭症手当・健康管理手当・保健手当について、毎月、各都道府県市からの所要見込額に応じて、遅滞なく支払いを行う。	成果実績	月	12	12	12	-
		目標値	月	12	12	12	12
		達成度	%	100	100	100	-
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標		単位	23年度	24年度	25年度	26年度活動見込
	医療特別手当・特別手当・原子爆弾小頭症手当・健康管理手当・保健手当の総支給件数	活動実績	件	194,098	186,195	178,423	-
		当初見込み		(192,740)	(187,140)	(185,189)	(182,711)
単位当たりコスト	算出根拠		単位	23年度	24年度	25年度	26年度見込
	単位当たりコスト = X / Y		円	470,576	478,197	478,940	492,324
	X:「執行額(百万円)」 Y:「支給件数(件)」	計算式	X / Y	91,338/194,098	89,038/186,195	85,454/178,423	89,953/182,711
平成26・27年度予算内訳 (単位:百万円)	費目	26年度当初予算	27年度要求	主な増減理由			
	原爆被爆者医療特別手当交付金	22,717	25,656	原爆被爆者医療特別手当交付金の増			
	原爆被爆者特別手当交付金	534	533	原爆被爆者健康管理手当交付金の減			
	原子爆弾小頭症手当交付金	12	11				
	原爆被爆者健康管理手当交付金	64,827	59,769				
	原爆被爆者保健手当交付金	1,295	1,248				
	原爆被爆者手当支給事務費交付金	568	543				
	計	89,953	87,760				

事業所管部局による点検・改善						
		項目	評価	評価に関する説明		
国費投入の必要性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。		○	原子爆弾被爆者の援護に関する法律に基づくものであり、国費を投入しなければ事業目的が達成できない。		
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。		○	被爆者援護法第43条第1項の規定に基づいており、国が実施すべき事業である。		
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。		○	被爆者の健康の保持及び増進を図るという政策目的達成に向けて、優先度の高い事業である。		
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		—			
	受益者との負担関係は妥当であるか。		○	被爆者援護法第43条第1項の規定に基づいており、妥当である。		
	単位当たりコストの水準は妥当か。		—			
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		○	被爆者に対する手当支給に限定されており、適切である。		
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		○	被爆者に対する手当支給に限定されており、適切である。		
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)		—			
事業の有効性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		—			
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		○	見込みどおりに予算を執行している。		
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		—			
重複排除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)					
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名	162:原子爆弾被爆者の援護に関する法律第10条、17条、18条に基づく医療費の支給 170: 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第31条に基づく介護手当の支給 171: 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第7条に基づく健康診断の実施 173: 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第32条に基づく葬祭料の支給		
	162	原爆被爆者医療費	厚生労働省健康局			
	170	原爆被爆者介護手当等負担金	厚生労働省健康局			
	171	原爆被爆者健康診断費交付金	厚生労働省健康局			
173	原爆被爆者葬祭料交付金	厚生労働省健康局				
点検・改善結果	点検結果	各手当の支給件数は減少傾向にあるが、原爆症認定数の増に伴い医療特別手当の支給件数は増加している。平成25年度執行額は、対前年度比5%増加している。予算の見直しの結果、前年度より予算執行率が改善された。				
	改善の方向性	各項目の点検の結果、本事業は妥当であり、近年の事業実施状況を踏まえ、平成26年度予算においては、対前年度683百万円の減額を行ったところである。今後も引き続き、適正な予算の確保に努める。				
外部有識者の所見						
今後とも適切な予算積算と有効的な執行に努めること。(井出)						
行政事業レビュー推進チームの所見						
事業内容の改善	これまでの執行実績や今後の見込みを精査した上で、必要な予算額を確保すること。					
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況						
縮減	執行実績や今後の支給見込み件数を精査し、概算要求を行った。					
備考						
関連する過去のレビューシートの事業番号						
	平成23年	163	平成24年	135	平成25年	160

厚生労働省  
85,454百万円

〔 交付額の調整、確認等 〕



【委任】

A. 地方厚生局(7)  
85,454百万円

〔 交付内容の精査、決定等 〕



【交付】

B. 都道府県、広島市、長崎市  
(49)  
85,454百万円

〔 手当の支払及び支払に係る  
事務手続きの実施 〕

資金の流れ  
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)  
(単位：百万円)

費目・使途  
 (「資金の流れ」に  
 においてブロックご  
 とに最大の金額  
 が支出されている  
 者について記載  
 する。費目と使途  
 の双方で実情が  
 分かるように記  
 載)

A.中国四国厚生局			E.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
交付金	各縣市へ手当交付金の交付	43,098			
計		43,098	計		0
B.広島市			F.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
手当	健康管理手当	21,466			
手当	医療特別手当	5,797			
手当	保健手当	521			
手当	特別手当	233			
手数料	海外送金手数料	43			
支給事務費	手当支給に係る賃金、旅費、消耗品費及び 通信運搬費等	63			
認定事務費	認定に係る報酬及び消耗品費等	3			
手当	原子爆弾小頭症手当	6			
計		28,132	計		0
C.			G.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0

支出先上位10者リスト

A.厚生局

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	中国四国厚生局	交付内容の精査及び決定	43,098	—	—
2	九州厚生局	交付内容の精査及び決定	28,125	—	—
3	関東信越厚生局	交付内容の精査及び決定	6,732	—	—
4	近畿厚生局	交付内容の精査及び決定	5,470	—	—
5	東海北陸厚生局	交付内容の精査及び決定	1,658	—	—
6	東北厚生局	交付内容の精査及び決定	196	—	—
7	北海道厚生局	交付内容の精査及び決定	175	—	—
8					
9					
10					

B.都道府県市

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	広島市	手当の支払い及び支払いに係る事務手続きの実施	28,132	—	—
2	長崎市	手当の支払い及び支払いに係る事務手続きの実施	16,568	—	—
3	広島県	手当の支払い及び支払いに係る事務手続きの実施	11,411	—	—
4	長崎県	手当の支払い及び支払いに係る事務手続きの実施	6,429	—	—
5	福岡県	手当の支払い及び支払いに係る事務手続きの実施	2,925	—	—
6	大阪府	手当の支払い及び支払いに係る事務手続きの実施	2,751	—	—
7	東京都	手当の支払い及び支払いに係る事務手続きの実施	2,693	—	—
8	神奈川県	手当の支払い及び支払いに係る事務手続きの実施	1,818	—	—
9	兵庫県	手当の支払い及び支払いに係る事務手続きの実施	1,721	—	—
10	山口県	手当の支払い及び支払いに係る事務手続きの実施	1,439	—	—

平成26年行政事業レビューシート

(厚生労働省)

事業名	原爆被爆者葬祭料交付金		担当部局庁	健康局		作成責任者		
事業開始・終了(予定)年度	開始年度 : 昭和44年度 終了(予定)年度: 終了予定なし		担当課室	総務課指導調査室		総務課指導調査室長 稲葉 和男		
会計区分	一般会計		政策・施策名	I-5-4 原子爆弾被爆者等を援護すること				
根拠法令 (具体的な条項も記載)	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律 第32条、第43条第1項		関係する計画、 通知等	-				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	当交付金は、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第32条に規定する葬祭料について、同法第43条第1項の規定に基づき都道府県、広島市及び長崎市が行う葬祭料及び同支給事業に要する経費の全額を交付する。							
事業概要 (5行程度以内。別添可)	原爆被爆者葬祭料交付金 交付先 : 都道府県、広島市、長崎市 交付率 : 10/10							
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 委託・請負 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input checked="" type="checkbox"/> その他							
予算額・執行額 (単位:百万円)	予算の状況	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度要求		
		当初予算	1,874	1,802	1,788	1,898	1,911	
		補正予算	-	-	-	-	-	
		前年度から繰越し	-	-	-	-	-	
		翌年度へ繰越し	-	-	-	-	-	
		予備費等	-	-	-	-	-	
	計	1,874	1,802	1,788	1,898	1,911		
	執行額	1,874	1,802	1,788	-	-		
執行率 (%)	100	100	100	-	-			
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標		単位	23年度	24年度	25年度	目標値 (年度)	
	葬祭料の支給件数	成果実績	件	8,907	9,195	9,087	-	
		目標値	%	100	100	100	100	
		達成度	%	100	100	100	-	
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標		単位	23年度	24年度	25年度	26年度活動見込	
	葬祭料の支給件数	活動実績	件	8,907	9,195	9,087	-	
		当初見込み		(9,318)	(8,959)	(8,889)	(9,435)	
単位当たりコスト	算出根拠		単位	23年度	24年度	25年度	26年度見込	
	単位当たりコスト = X / Y		単位当たりコスト	円	210,396	195,976	196,765	201,165
	X:「執行額(百万円)」 Y:「支給件数(件)」		計算式	X / Y	1,874/8,907	1,802/9,195	1,788/9,087	1,898/9,435
平成26・27年度予算内訳 (単位:百万円)	費目	26年度当初予算	27年度要求	主な増減理由				
	原爆被爆者葬祭料交付金	1,897	1,910	支給見込み件数は減少したものの、支給単価が増加したことによる増				
	支給事務費交付金	1	1					
計	1,898	1,911						

事業所管部局による点検・改善						
	項目	評価	評価に関する説明			
国費投入の必要性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。	○	原子爆弾被爆者の援護に関する法律に基づくものであり、国費を投入しなければ事業目的を達成できない。			
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。	○	被爆者援護法第43条第1項の規定に基づいており、国が実施すべき事業である。			
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。	○	被爆者の健康不安を払拭し、健康水準の維持・向上を図るという政策目的達成に向けて、優先度の高い事業である。			
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。	-				
	受益者との負担関係は妥当であるか。	○	被爆者援護法第43条第1項の規定に基づいており、妥当である。			
	単位当たりコストの水準は妥当か。	○	被爆者に対する葬祭料支給を適正に行っており、妥当である。			
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	○	被爆者に対する葬祭料支給に限定されており、適切である。			
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	○	被爆者に対する葬祭料支給に限定されており、適切である。			
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	-				
事業の有効性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。	-				
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	○	見込みどおりに予算を執行している。			
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	-				
重複排除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		-	162:原子爆弾被爆者の援護に関する法律第10条、17条、18条に基づく医療費の支給 170: 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第31条に基づく介護手当の支給 171: 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第7条に基づく健康診断の実施 172: 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第24条～28条に基づく手当の支給		
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名			
	162	原爆被爆者医療費	厚生労働省健康局			
	170	原爆被爆者介護手当等負担金	厚生労働省健康局			
	171	原爆被爆者健康診断費交付金	厚生労働省健康局			
172	原爆被爆者手当交付金	厚生労働省健康局				
点検・改善結果	点検結果	葬祭料の支給件数は微増傾向にある。予算執行率は3年連続で100%であり、引き続き適正な執行を図りたい。				
	改善の方向性	各項目の点検の結果、本事業は妥当であり、近年の事業実施状況を踏まえ、平成26年度予算においては、対前年度110百万円の増額を行ったところである。今後も引き続き、適正な予算の確保に努める。				
外部有識者の所見						
点検対象外						
行政事業レビュー推進チームの所見						
現状通り	点検結果も妥当であり、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第32条に規定する葬祭料に必要な経費であることから、引き続き、必要な予算額を確保するとともに、適正な執行を行うこと。					
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況						
現状通り	-					
備考						
関連する過去のレビューシートの事業番号						
	平成23年	164	平成24年	136	平成25年	161

厚生労働省  
1,788百万円

〔 交付額の調整、確認等 〕



【委任】

A. 地方厚生局(7)  
1,788百万円

〔 交付内容の精査、決定等 〕



【交付】

B. 都道府県、広島市、長崎市  
(49)  
1,788百万円

〔 手当の支払及び支払に係る  
事務手続きの実施 〕

資金の流れ  
(資金の受け取り先が何を  
しているかについて補足する)  
(単位：百万円)

費目・使途  
 (「資金の流れ」に  
 においてブロックご  
 とに最大の金額  
 が支出されている  
 者について記載  
 する。費目と使途  
 の双方で実情が  
 分かるように記  
 載)

A.中国四国厚生局			E.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
交付金	各県市に葬祭料交付金の交付	933			
計		933	計		0
B.広島市			F.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
葬祭料	葬祭料	499			
事務費	葬祭料支給に係る事務手数料	0.3			
計		499	計		0
C.			G.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0

支出先上位10者リスト

A.厚生局

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	中国四国厚生局	交付内容の精査及び決定	933	—	—
2	九州厚生局	交付内容の精査及び決定	561	—	—
3	関東信越厚生局	交付内容の精査及び決定	134	—	—
4	近畿厚生局	交付内容の精査及び決定	108	—	—
5	東海北陸厚生局	交付内容の精査及び決定	41	—	—
6	東北厚生局	交付内容の精査及び決定	6	—	—
7	北海道厚生局	交付内容の精査及び決定	5	—	—
8					
9					
10					

B.都道府県市

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	広島市	葬祭料の支払い及び支払いに係る事務手続きの実施	499	—	—
2	広島県	葬祭料の支払い及び支払いに係る事務手続きの実施	327	—	—
3	長崎市	葬祭料の支払い及び支払いに係る事務手続きの実施	308	—	—
4	長崎県	葬祭料の支払い及び支払いに係る事務手続きの実施	136	—	—
5	福岡県	葬祭料の支払い及び支払いに係る事務手続きの実施	58	—	—
6	東京都	葬祭料の支払い及び支払いに係る事務手続きの実施	51	—	—
7	大阪府	葬祭料の支払い及び支払いに係る事務手続きの実施	42	—	—
8	兵庫県	葬祭料の支払い及び支払いに係る事務手続きの実施	38	—	—
9	山口県	葬祭料の支払い及び支払いに係る事務手続きの実施	38	—	—
10	神奈川県	葬祭料の支払い及び支払いに係る事務手続きの実施	34	—	—

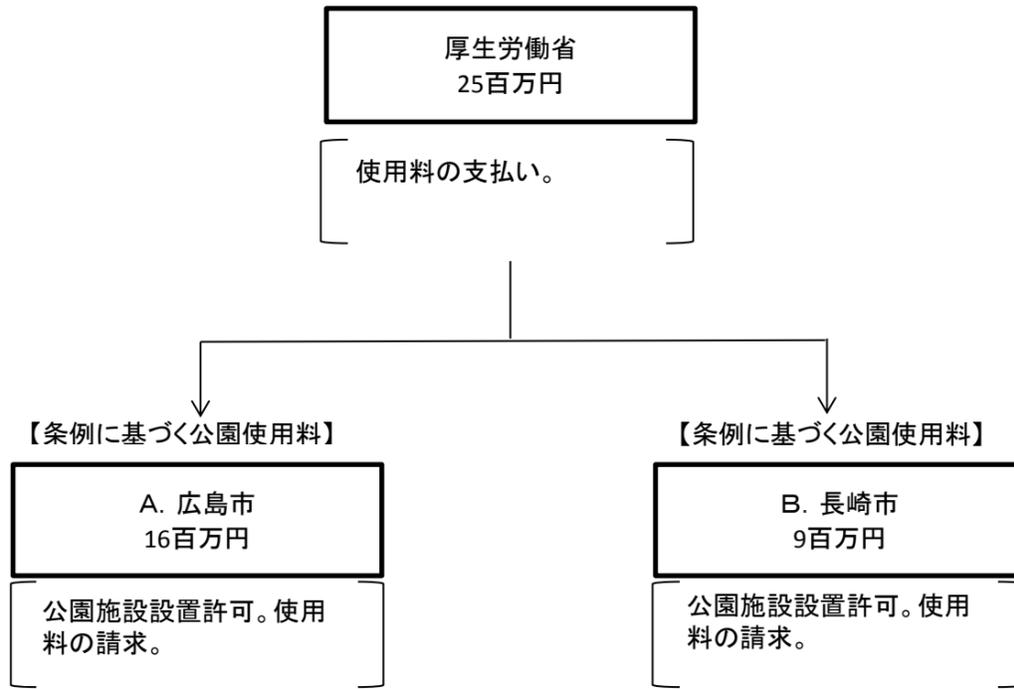
平成26年行政事業レビューシート

(厚生労働省)

事業名	土地借料	担当部局庁	健康局	作成責任者			
事業開始・終了(予定)年度	開始年度:平成14年度 終了(予定)年度:終了予定なし	担当課室	総務課指導調査室	総務課指導調査室 稲葉 和男			
会計区分	一般会計	政策・施策名	I-5-4 原子爆弾被爆者等を援護すること				
根拠法令 (具体的な条項も記載)	都市公園法第5条、第6条	関係する計画、通知等	・広島市公園条例第10条 ・長崎市都市公園条例第10条				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	国立広島原爆死没者追悼平和祈念館及び国立長崎原爆死没者追悼平和祈念館を、広島市の所有する平和記念公園及び長崎市の所有する平和公園内にそれぞれ設置しているため、都市公園法、広島市公園条例及び長崎市都市公園条例に基づき、広島市及び長崎市に対し土地借料(使用料)を支払うものである。						
事業概要 (5行程度以内。別添可)	国(厚生労働省)は、広島市及び長崎市の請求に基づき、国立原爆死没者追悼平和祈念館に係る土地借料(使用料)を支払う。						
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 委託・請負 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input checked="" type="checkbox"/> その他						
予算額・執行額 (単位:百万円)		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度要求	
	予算の状況	当初予算	28	27	25	25	25
		補正予算	—	—	—	—	—
		前年度から繰越し	—	—	—	—	—
		翌年度へ繰越し	—	—	—	—	—
		予備費等	—	—	—	—	—
	計	28	27	25	25	25	
	執行額	27	27	25	—	—	
執行率(%)	96	100	100	—	—		
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標		単位	23年度	24年度	25年度	目標値 (26年度)
	原爆死没者追悼平和祈念館の運営のため、都市公園法、広島市公園条例及び長崎市都市公園条例に基づき支払われる土地借料である。広島市、長崎市に対して必要経費を期日までに遅滞なく支払いを行う(それぞれ1回)。	成果実績	回	2	2	2	—
		目標値	回	2	2	2	2
		達成度	%	100	100	100	—
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標		単位	23年度	24年度	25年度	26年度活動見込
	支給件数	活動実績	件	2	2	2	—
		当初見込み	件	2	2	2	2
単位当たりコスト	算出根拠		単位	23年度	24年度	25年度	26年度見込
	単位当たりコスト = X / Y X:「執行額(百万円)」 Y:「支給件数(件)」	単位当たりコスト	百万円/件	14	14	13	—
		計算式	X / Y	27/2	27/2	25/2	—
平成26・27年度予算内訳 (単位:百万円)	費目	26年度当初予算	27年度要求	主な増減理由			
	土地使用料	25	25				
	計	25	25				

事業所管部局による点検・改善						
		項目	評価	評価に関する説明		
国費投入の必要性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。		○	国立原爆死没者追悼平和祈念館は都市公園内に設置されていることから、法令(都市公園法、広島市公園条例及び長崎市都市公園条例)の規定に基づき、土地借料(公園使用料)を支払う必要がある。		
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。		○	法令(都市公園法、広島市公園条例及び長崎市都市公園条例)の規定に基づき、公園の使用者である国が、広島市及び長崎市に対し土地借料(公園使用料)を支払う必要がある。		
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。		○	都市公園法、広島市公園条例及び長崎市都市公園条例に基づき支払われる土地借料であり、国立広島原爆死没者追悼平和祈念館及び国立長崎原爆死没者追悼平和祈念館の運営により原爆死没者の尊い犠牲を銘記し追悼の意を表し、永遠の平和を祈念するという政策目的達成に向けて、優先度の高い事業である。		
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		-			
	受益者との負担関係は妥当であるか。		-			
	単位当たりコストの水準は妥当か。		○	事業に要する経費について精査を行っており、妥当である。		
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		-			
	費目・用途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		○	本事業に要する経費の用途は、広島市・長崎市の公園設置許可に伴う使用料である。		
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)		-			
事業の有効性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		-			
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		○	活動実績は見込みにあったものとなっている。		
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		-			
重複排除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		-			
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名			
点検・改善結果	点検結果	平成24. 25年度の執行率は100%であり、祈念館運営のための必要経費として、適切に予算を確保し、執行した。				
	改善の方向性	広島市及び長崎市の条例等に基づき支払う経費であり、適切な予算執行を行っている。				
外部有識者の所見						
点検対象外						
行政事業レビュー推進チームの所見						
現状通り	点検結果も妥当であり、広島市及び長崎市に対し土地借料(使用料)を支払うために必要な経費であることから、引き続き、必要な予算額を確保するとともに、適正な執行を行うこと。					
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況						
現状通り	-					
備考						
関連する過去のレビューシートの事業番号						
	平成23年	165	平成24年	137	平成25年	162

※平成25年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。



資金の流れ  
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)  
(単位: 百万円)

費目・使途  
 (「資金の流れ」に  
 おいてブロックご  
 とに最大の金額  
 が支出されている  
 者について記載  
 する。費目と使途  
 の双方で実情が  
 分かるように記  
 載)

A.広島市			E.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
使用料	使用料	16			
計		16	計		0
B.長崎市			F.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
使用料	使用料	9			
計		9	計		0
C.			G.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0

支出先上位10者リスト

A.広島市

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	広島市	土地使用料	16	-	-
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

B.長崎市

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	長崎市	土地使用料	9	-	-
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

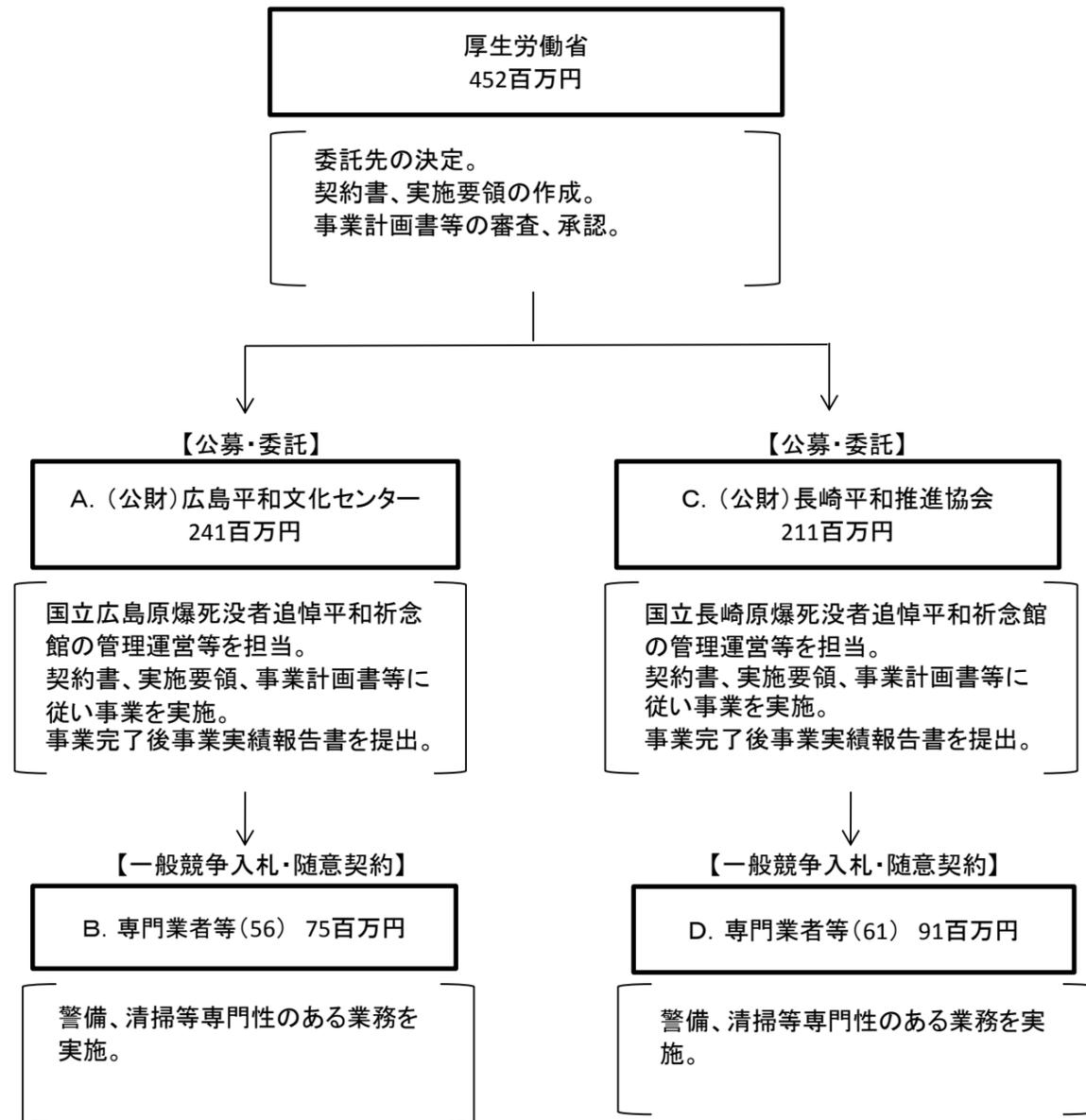
平成26年行政事業レビューシート

(厚生労働省)

事業名	原爆死没者追悼平和祈念館運営委託費		担当部局庁	健康局		作成責任者		
事業開始・終了(予定)年度	開始年度:平成14年度 終了(予定)年度:終了予定なし		担当課室	総務課指導調査室		総務課指導調査室 稲葉 和男		
会計区分	一般会計		政策・施策名	I-5-4 原子爆弾被爆者等を援護すること				
根拠法令 (具体的な条項も記載)	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第41条		関係する計画、通知等	・「国立広島原爆死没者追悼平和祈念館運営委託事業実施要領」 ・「国立長崎原爆死没者追悼平和祈念館運営委託事業実施要領」				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	当委託費は、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第41条の規定に基づき、国が設置した国立広島原爆死没者追悼平和祈念館及び国立長崎原爆死没者追悼平和祈念館の管理運営に資することを目的とする。							
事業概要 (5行程度以内。別添可)	委託先は、被爆地である広島、長崎に設置した国立原爆死没者追悼平和祈念館の管理運営を行うとともに、被爆者が記した手記や体験記、その他の被曝関連資料や被曝医療及び平和に関する情報等の存在を調査・収集・整理し、祈念館において、これらを入館者等へ広く情報発信する事業等を行う。							
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input checked="" type="checkbox"/> 委託・請負 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他							
予算額・執行額 (単位:百万円)	予算の状況	当初予算	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度要求	
		補正予算	—	—	—	—		
		前年度から繰越し	—	—	—	—		
		翌年度へ繰越し	—	—	—	—		
		予備費等	—	—	—	—		
		計	518	543	452	465	480	
	執行額	518	543	452				
執行率(%)	100	100	100					
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標			単位	23年度	24年度	25年度	目標値 (26年度)
	広島・長崎両祈念館の年間入場者数	成果実績	人	279,889	299,648	330,357		
		目標値	人	316,000	307,000	308,000	308,000	
		達成度	%	89	98	107		
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標			単位	23年度	24年度	25年度	26年度活動見込
	広島・長崎両祈念館の年間入場者数	活動実績	人	広島:190,075 長崎:89,814	広島:201,805 長崎:97,843	広島:214,572 長崎:115,785	—	
		当初見込み	人	(広島:225,000) (長崎:91,000)	(広島:205,000) (長崎:102,000)	(広島:205,000) (長崎:103,000)	(広島:205,000) (長崎:103,000)	
単位当たりコスト	算出根拠			単位	23年度	24年度	25年度	26年度見込
	単位当たりコスト = X / Y X:「執行額(百万円)」 Y:「年間入場者数(人)」	単位当たりコスト	千円	1,851	1,812	1,368	—	
		計算式	X / Y	518百万 / 279,889人	543百万 / 299,648人	452百万 / 330,357人	—	
平成26・27年度予算内訳 (単位:百万円)	費目	26年度当初予算	27年度要求	主な増減理由				
	人件費	129	129	新たに被爆70周年事業を計上したことによる増				
	旅費	7	7					
	謝金等	5	5					
	庁費等	286	300					
	修繕費	4	4					
	消費税	34	35					
	計	465	480					

事業所管部局による点検・改善						
項目		評価	評価に関する説明			
国費投入の必要性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。	○	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第41条(※)の規定に基づき設置された施設の運営に係る経費であり、広く国民のニーズがあり、国費を投入しなければ事業目的が達成できない。 ※第41条「国は、広島市及び長崎市に投下された原子爆弾による死没者の尊い犠牲を銘記し、かつ、恒久の平和を祈念するため、原子爆弾の惨禍に関する国民の理解を深め、その体験の後代の国民への継承を図り、及び原子爆弾による死没者に対する追悼の意を表す事業を行う。」			
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。	○	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第41条の規定に基づき、国として平和を祈念する事業を実施するものであり、国が実施すべき事業である。			
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。	○	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第41条の規定に基づき設置された施設の運営に係る経費であり、原爆死没者の尊い犠牲を銘記し追悼の意を表すとともに、永遠の平和を祈念するという政策目的達成に向けて、優先度の高い事業である。			
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。	△	原爆死没者追悼平和祈念館の設置目的及び事業内容から、本事業を実施する者は、事業の実施にあたって、被爆者や原爆死没者の遺族の協力を得ることができるとも、関連施設との連携、調整を的確に行うことが必要であるが、上記条件を満たす者が一者のみ若しくは複数存在するかを確認するため、公募を行っている。			
	受益者との負担関係は妥当であるか。	○	入場料等は徴収していないが、施設の性格に鑑み、妥当と考える。			
	単位当たりコストの水準は妥当か。	○	過去の実績等を踏まえ適正な予算額を見積もるとともに、入場者数の増加を目指す。			
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	○	施設を管理運営するため、各種業務を再委託しているものであり、合理的な支出である。			
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	○	経費の使途については、祈念館の管理運営の円滑な実施に真に必要なものに限定している。			
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	-				
事業の有効性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。	-				
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	○	概ね見込み通りに活動できている。			
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	-				
重複排除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)	-				
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名			
点検・改善結果	点検結果	平成25年度は、前年度より年間入場者数が増加し、1人あたりコストも改善したことから、効率的に予算を執行したと評価できる。				
	改善の方向性	平和を祈念し、原爆死没者の尊い犠牲を銘記し追悼の意を表すとともに、国内外の人々により広く利用されるよう、入館者数を増やす工夫をし、今後とも適切な運営を図っていく。				
外部有識者の所見						
点検対象外						
行政事業レビュー推進チームの所見						
現状通り	点検結果も妥当であり、広島・長崎両記念館の入場者数も増加傾向にあることから、引き続き、必要な予算額を確保するとともに、適正な執行を行うこと。					
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況						
現状通り	-					
備考						
関連する過去のレビューシートの事業番号						
	平成23年	166	平成24年	138	平成25年	163

※平成25年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。



資金の流れ  
(資金の受け取り先が何を  
しているかについて補足する)  
(単位：百万円)

費目・使途  
 (「資金の流れ」に  
 おいてブロックご  
 とに最大の金額  
 が支出されている  
 者について記載  
 する。費目と使途  
 の双方で実情が  
 分かるように記  
 載)

A.(公財)広島平和文化センター			E.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
人件費	職員給与等	81			
委託料	警備、清掃等専門性のある業務について専門業者等に委託	75			
使用料 賃借料	館内LAN機器借上料、OA機器借上料等	32			
光熱水費	電気料金、上下水道料金	18			
消耗品費	事務用品、各種印刷物等	5			
通信運搬費	通信回線使用料、電話通話料等	5			
修繕料	施設、設備の修繕料	3			
その他	賃金、報償費、旅費、保険料、公課費等	22			
計		241	計		0
B.サンケイ(株)			F.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
委託料	警備	18			
計		18	計		0
C.(公財)長崎平和推進協会			G.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
人件費	職員給与等	63			
委託料	警備、清掃等専門性のある業務について専門業者等に委託	81			
賃借料	館内LAN機器借上料、OA機器借上料等	22			
光熱水費	電気料金、上下水道料金	13			
旅費	国内旅費、国外旅費	4			
消耗品費	事務用品、各種印刷物等	7			
諸謝金	講師、通訳等謝金	2			
その他	通信運搬費、翻訳料、保険料等	19			
計		211	計		0
D.日本電気株式会社中国支社			H.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
システム改修、 運用保守費	館内LAN機器保守委託	10			
計		10	計		0

支出先上位10者リスト

A.(公財)広島平和文化センター

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	(公財)広島平和文化センター	国立広島原爆死没者追悼平和祈念館の管理運営等	241	1	100%
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

B.専門業者等

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	サンケイ(株)	警備	18	7	100%
2	日本電気(株)中国支社	情報システム運用保守、機器更改等に係るシステム改修	10	1	100%
3	都市道路開発(株)	清掃	8	8	100%
4	オーク設備工業(株)広島営業所	空気調和機設備等保守点検	5	1	100%
5	(株)西尾園芸	周辺樹木等保守管理	4	5	100%
6	(株)広告通信社	新聞紙面及び公共交通機関への広告掲載	4	3	100%
7	(株)メイツ中国	総合案内	3	1	100%
8	(株)インターグループ	翻訳業務	3	2	100%
9	(株)みずま工房	情報展示コーナースツール設置	3	1	100%
10	三菱電機ビルテクノサービス(株)中国支社	昇降機設備保守点検	2	1	100%

C.(公財)長崎平和推進協会

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	(公財)長崎平和推進協会	国立長崎原爆死没者追悼平和祈念館の管理運営等	211	1	100%
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

D.専門業者等

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	日本電気株式会社中国支社	館内LAN機器保守委託	10	1	100%
2	(株)城保安警備	館内警備業務委託	8	4	100%
3	(株)大和総業	機械設備運転管理業務委託	7	6	100%
4	(株)大林組	祈念館内修繕委託	6	1	100%
5	(株)長崎環境美化	清掃業務委託	5	1	100%
6	共楽園緑化建設(株)	植栽帯植替業務委託	4	1	100%
7	タキオンジャパン	「長崎国際平和映画フォーラム」の映画借用・ゲスト招聘プロデュース委託 他	3	1	100%
8	ジョンソコントロールズ株式会社	空調設備保守点検業務委託	3	1	100%
9	(公社)シルバー人材センター	除草・清掃管理業務委託	3	1	100%
10	竹田信平	在外被爆者体験記・証言映像収集委託	3	1	100%

平成26年行政事業レビューシート

(厚生労働省)

事業名	放射線影響研究所補助金		担当部局庁	健康局		作成責任者		
事業開始・終了(予定)年度	開始年度:昭和50年度 終了(予定)年度:終了予定なし		担当課室	総務課指導調査室		総務課指導調査室 稲葉 和男		
会計区分	一般会計		政策・施策名	I-5-4 原子爆弾被爆者等を援護すること				
根拠法令 (具体的な条項も記載)	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律 第40条第2項		関係する計画、 通知等	日米交換公文(昭和50年1月18日外務省告示第7号)				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	当補助金は、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第40条第2項及び日米交換公文に基づき、平和目的の下に、放射線の人体に及ぼす医学的影響及びこれによる疾病を調査研究するため、公益財団法人放射線影響研究所に対し補助し、原爆被爆者の健康保持及び福祉に貢献するとともに、人類の保健福祉の向上に寄与することを目的とする。							
事業概要 (5行程度以内。別添可)	放射線影響研究所補助金 補助先:公益財団法人放射線影響研究所 補助額:1,967百万円(25年度実績) 補助率:定額 (参考)日米交換公文に基づき、米国からも公益財団法人放射線影響研究所に対し財政負担が行われている。							
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 委託・請負 <input checked="" type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他							
予算額・執行額 (単位:百万円)	予算の状況	当初予算	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度要求	
		補正予算	-	▲7	-	-	-	
		前年度から繰越し	-	-	-	-	-	
		翌年度へ繰越し	-	-	-	-	-	
		予備費等	-	-	-	-	-	
		計	2,032	1,994	1,967	1,936	1,907	
	執行額	2,032	1,994	1,967	-	-		
執行率(%)	100	100	100	-	-			
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標			単位	23年度	24年度	25年度	目標値 (年度)
	研究事業数	成果実績	件	52	59	36	-	
		目標値	件	62	59	55	47	
		達成度	%	84	100	65	-	
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標			単位	23年度	24年度	25年度	26年度活動見込
	発表論文数	活動実績	件	10	10	10	-	
		当初見込み	件	10	10	10	10	
単位当たりコスト	算出根拠			単位	23年度	24年度	25年度	26年度見込
	単位当たりコスト = X / Y		単位当たりコスト	千円/件	203,200	199,400	196,700	193,600
	X:「執行額(百万円)」 Y:「事業件数(件)」		計算式	X / Y	2,032/10	1,994/10	1,967/10	1,936/10
平成26・27年度予算内訳 (単位:百万円)	費目	26年度当初予算	27年度要求	主な増減理由				
	人件費	1,517	1,488	定員合理化による減				
	事業費	419	419					
計	1,936	1,907						

事業所管部局による点検・改善						
	項目	評価	評価に関する説明			
国費投入の 必要性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。	○	平和目的の下に、放射線の人体に及ぼす医学的影響及びこれによる疾病を調査研究するため、公益財団法人放射線影響研究所に対し補助をおこなっており、国費を投入する必要がある。			
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。	○	被爆者援護法第40条第2項及び日米交換公文に基づき、国が実施している事業である。			
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。	○	放射線の人体に及ぼす医学的影響やその疾病の調査研究については、国民の関心事項であり、優先度が高い事業である。			
事業の 効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。	○	被爆者援護法第40条第2項及び日米交換公文に基づいており、妥当である。			
	受益者との負担関係は妥当であるか。	○	日米交換公文に基づいており、妥当である。			
	単位当たりコストの水準は妥当か。	○	予算の見直しとともに研究事業のコストも低減しており水準は妥当である。			
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	○	日米交換公文に基づく経費に限定させている。			
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	○	日米交換公文に基づく経費に限定させている。			
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	—				
事業の 有効性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。	—				
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	○	活動実績は見込みにあったものとなっている。			
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	○	原爆被爆者の健康保持及び福祉に貢献するとともに、人類の保健福祉の向上に活用されている。			
重複 排除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。 (役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		—			
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名			
点検・ 改善結果	点検結果	25年度予算においては、人件費の定員削減計画等を踏まえ、予算規模の見直しを行ったうえで(▲27百万円)、24年度から引き続き成人健康調査、被爆二世調査等の10件の調査を実施しており、1調査あたりのコストの低減が達成されている。				
	改善の 方向性	26年度予算においては▲31百万円の見直しを行っており、引き続き27年度予算においても適正な規模で予算確保に努める。				
外部有識者の所見						
点検対象外						
行政事業レビュー推進チームの所見						
事業 内容の 一部 改善	点検結果は妥当であるが、人件費の定員削減計画を踏まえた見直しについて検証を行い、必要な予算額を確保すること。					
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況						
縮減	平成27年度以降5力年の定員合理化計画を反映し、対前年度△29百万円の要求額とした。					
備考						
関連する過去のレビューシートの事業番号						
	平成23年	167	平成24年	139	平成25年	164

※平成25年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

厚生労働省  
1,967百万円

放射線影響研究所に対し補助。



【補助】

A 放射線影響研究所  
1,967百万円

研究所の運営・調査研究事業の実施。



【外部委託】

B 民間会社等(11)  
64.2百万円

研究所の運営等に必要業務の一部を外部委託。

資金の流れ  
(資金の受け取り先が何を  
行っているかについて補  
足する)  
(単位:百万円)

費目・使途  
 (「資金の流れ」に  
 においてブロックご  
 とに最大の金額  
 が支出されている  
 者について記載  
 する。費目と使途  
 の双方で実情が  
 分かるように記  
 載)

A.放射線影響研究所			E.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
人件費	研究所の運営に必要な職員基本給等	1,558			
事業費	研究所の事業に必要な経費	409			
計		1,967	計		0
B.広島綜警サービス(株)			F.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
役務費	研究所の警備に係る経費	23			
計		23	計		0
C.			G.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	放射線影響研究所	研究所の運営・調査研究事業の実施	1,967	-	-
2				-	-
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

B.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	広島綜警サービス(株)	広島研究所の警備	23	4	94%
2	(社)広島県医師会	腫瘍登録情報・標本の調査及び管理	16	随意契約	-
3	(社)長崎県医師会	腫瘍登録情報・標本の調査及び管理	16	随意契約	-
4	長崎ダイヤモンドスタッフ(株)	長崎研究所の警備	3.4	3	79%
5	中元クリーニング	医師、看護師、検査技師の白衣クリーニング	2.4	3	96%
6	(有)青田クリーニング商会	医師、看護師、検査技師の白衣クリーニング	1.6	随意契約	-
7	(株)エスアールエル	肝炎ウイルスの遺伝子検査	0.7	随意契約	-
8	広島市医師会臨床検査センター	尿・喀痰細胞診	0.5	随意契約	-
9	(株)長崎総合警備	長崎研究所の夜間機械警備	0.3	随意契約	-
10	(株)三菱化学メディエンス	血清の電気泳動検査	0.1	随意契約	-

平成26年行政事業レビューシート

(厚生労働省)

事業名	原爆被爆者対策費	担当部局庁	健康局	作成責任者			
事業開始・終了(予定)年度	開始年度:昭和61年度 終了(予定)年度:終了予定なし	担当課室	総務課指導調査室	総務課指導調査室 稲葉 和男			
会計区分	一般会計	政策・施策名	I-5-4 原子爆弾被爆者等を援護すること				
根拠法令 (具体的な条項も記載)	—	関係する計画、通知等	—				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	当経費は原爆被爆者対策の行政事務に必要な経費である。						
事業概要 (5行程度以内。別添可)	原爆被爆者対策関係の行政事務経費 ・原爆訴訟関係費 ・在外被爆者対策費 ・戦没者追悼式参列費 ・原爆死没者追悼平和記念館運営企画検討会費 ・原爆被爆者実態調査等						
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 委託・請負 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他						
予算額・執行額 (単位:百万円)		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度要求	
	予算の状況	当初予算	34	35	33	32	65
		補正予算	—	—	—	—	
		前年度から繰越し	—	—	—		
		翌年度へ繰越し	—	—	—		
		予備費等	—	—	—	—	
	計	34	35	33	32	65	
執行額	32	31	30				
執行率(%)	94	89	91				
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標		単位	23年度	24年度	25年度	目標値 (年度)
	原爆被爆者に対する援護施策を推進するために必要な検討会等の開催実績数/開催予定数	成果実績	回	18	15	10	
		目標値	回	9	9	9	9
		達成度	%	200	166	111	
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標		単位	23年度	24年度	25年度	26年度活動見込
	原爆被爆者に対する援護施策を推進するために必要な検討会等の開催数	活動実績	回	18	15	10	—
		当初見込み	回	9	9	9	9
単位当たりコスト	算出根拠		単位	23年度	24年度	25年度	26年度見込
	原爆被爆者の援護施策を推進するために必要な行政事務費であるため単位あたりのコストを算出することは困難である。	単位当たりコスト	円	—	—	—	—
		計算式	X/Y	—	—	—	—
平成26・27年度予算内訳 (単位:百万円)	費目	26年度当初予算	27年度要求	主な増減理由			
	諸謝金	1	1	原爆被爆者実態調査に係る経費の増			
	職員旅費	12	11				
	委員等旅費	1	2				
	戦没者追悼式参列旅費	2	2				
	庁費	16	18				
	特定疾患調査委託費	0	31				
	計	32	65				

事業所管部局による点検・改善					
		項目	評価	評価に関する説明	
国費投入の必要性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。		○	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律に基づく国の被爆者援護に必要な経費であり、国費を投入すべき事業である。	
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。		○	国が実施する原爆被爆者対策の業務に必要な経費である。	
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。		○	原爆被爆者に対する援護施策を円滑に遂行するための行政事務経費であり、優先度の高い経費である。	
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		△	少額随契を行っている。	
	受益者との負担関係は妥当であるか。		-		
	単位当たりコストの水準は妥当か。		-		
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		-		
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		○	国が実施する原爆被爆者対策の業務に必要な経費に限定されている。	
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)		-		
事業の有効性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		-		
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		○	活動実績は見込みに見合ったものとなっている。	
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		-		
重複排除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		-		
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名		
点検・改善結果	点検結果	毎年度原爆被爆者に対する援護施策を推進するために必要な検討会等を予定通り開催しており、その中で平成25年度予算は前年度予算から▲5.7%の削減を行い執行率を改善している。			
	改善の方向性	予算の削減の中、活動実績については見込みを達成しており、引き続き効率的な行政事務の執行に努める。平成27年度予算についても、現状の予算の執行状況を勘案し、必要な予算の確保に努める。			
外部有識者の所見					
点検対象外					
行政事業レビュー推進チームの所見					
現状通り	点検結果も妥当であり、原爆被爆者対策の行政事務に必要な経費であることから、引き続き、必要な予算額を確保するとともに、適正な執行を行うこと。				
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況					
現状通り	-				
備考					
関連する過去のレビューシートの事業番号					
平成23年	168	平成24年	140	平成25年	165

※平成25年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

厚生労働省  
30百万円

原爆被爆者対策を推進する  
ための経費を支出。



B. 事務費  
30百万円

原爆被爆者対策を推進に必要  
な職員旅費、諸謝金、賃  
金、事務費等。

資金の流れ  
(資金の受け取  
り先が何を行っ  
ているかについ  
て補足する)  
(単位: 百万  
円)

費目・使途  
 (「資金の流れ」に  
 おいてブロックご  
 とに最大の金額  
 が支出されている  
 者について記載  
 する。費目と使途  
 の双方で実情が  
 分かるように記  
 載)

A.事務経費			E.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
職員旅費	検討会等出席に係る旅費	11			
賃金	事務補佐員賃金	7			
雑役務費	速記	3			
消耗品費	書籍	3			
印刷製本費	資料印刷	2			
諸謝金	検討会等出席に係る謝金	2			
借料	会場借料	0.3			
保険料	事務補佐員保険料	0.2			
計		27	計		0
C.			F.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
D.			G.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
H.			I.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0

支出先上位10者リスト

A. 事務経費

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	(株)JTB	旅費委託業務(職員旅費)	5	-	-
2	事務補佐員A	事務補助	3.5	-	-
3	事務補佐員B	事務補助	3.5	-	-
4	(株)太陽美術	資料印刷業務	1.5	随意契約	-
5	職員A	検討会等出席旅費	1.3	-	-
6	(株)ぎょうせい	法令関係書籍追録	1	随意契約	-
7	(株)メディア総合研究所	翻訳業務	1	随意契約	-
8	職員B	検討会等出席旅費	0.9	-	-
9	扶桑速記印刷(株)	速記業務	0.9	随意契約	-
10	(有限)タケマエ	事務用品の購入	0.7	随意契約	-

B.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

平成26年行政事業レビューシート

(厚生労働省)

事業名	毒ガス障害者対策費		担当部局庁	健康局		作成責任者		
事業開始・終了(予定)年度	開始年度:昭和49年度 終了(予定)年度:終了予定なし		担当課室	総務課指導調査室		総務課指導調査室 稲葉 和男		
会計区分	一般会計		政策・施策名	I-5-4 原子爆弾被爆者等を援護すること				
根拠法令 (具体的な条項も記載)	-		関係する計画、通知等	「毒ガス障害者に対する救済措置要綱」				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	旧陸軍造兵廠忠海製造所、旧陸軍造兵廠曾根製造所又は旧相模海軍工廠に従業員として従事していた者、旧陸軍広島兵器補給廠忠海分廠に従業員として従事していた者等であって、毒ガスの影響により今なお健康上特別の状態にある者が行う健康管理手当等の申請について、支給の認定に係る事項を審査することを目的とする。							
事業概要 (5行程度以内。別添可)	昭和59年4月10日衛発第266号厚生省公衆衛生局長通知「毒ガス障害者に対する救済措置要綱」に基づき、健康管理手帳及び医療手帳の交付並びに特別手当、医療手当、健康管理手当及び保健手当の支給の認定に係る事項を審査するため、「毒ガス障害者認定検討会」を設置し、これを運営する。							
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input checked="" type="checkbox"/> 委託・請負 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他							
予算額・執行額 (単位:百万円)	予算の状況	当初予算	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度要求	
		補正予算	-	-	-	-	-	
		前年度から繰越し	-	-	-	-	-	
		翌年度へ繰越し	-	-	-	-	-	
		予備費等	-	-	-	-	-	
		計	2	2	2	2	1	
	執行額	2	1	1	-	-		
執行率(%)	100	57	54	-	-			
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標			単位	23年度	24年度	25年度	目標値 (26年度)
	健康管理手当受給者数		成果実績	人	1,459	1,404	1,334	-
			目標値	人	1,548	1,468	1,404	1,340
			達成度	%	94	96	95	-
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標			単位	23年度	24年度	25年度	26年度活動見込
	毒ガス障害者認定検討会開催回数		活動実績	回	5	3	3	-
			当初見込み	回	6	6	3	3
単位当たりコスト	算出根拠			単位	23年度	24年度	25年度	26年度見込
	単位当たりコスト = X / Y X:「執行額(百万円)」 Y:「検討会開催回数(回)」		単位当たりコスト	万円/回	33	17	33	-
			計算式	X / Y	200 / 6	100 / 6	100 / 3	-
平成26・27年度予算内訳 (単位:百万円)	費目	26年度当初予算	27年度要求	主な増減理由				
	諸謝金	0.81	0.40					
	職員旅費	0.46	0.24					
	委員等旅費	0.57	0.4					
	庁費	0.04	0.01					
	計	2	1					

事業所管部局による点検・改善						
項目		評価	評価に関する説明			
国 必 要 投 入 の	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。		○	毒ガス障害者施策に係る各種申請(手帳・手当等)に対する審査のため必要な経費であり、昭和59年4月10日衛発第266号厚生省公衆衛生局長通知に基づき、毒ガス障害者に対する援護施策を推進するものであり、国費を投入しなければ事業目的が達成できない。		
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。		○	昭和59年4月10日衛発第266号厚生省公衆衛生局長通知に基づき、毒ガス障害者に対する各種手当の支給にかかる行政事務を円滑に実施し、毒ガス障害者に対する援護施策を推進するものであり、国が実施すべき事業である。		
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。		○	毒ガス障害者施策に係る各種申請(手帳・手当等)に対する審査のため必要な経費であり、毒ガスの影響により今なお健康上特別の状態にある者に対して援護施策を推進するという政策目的達成に向けて、優先度の高い事業である。		
事 業 の 効 率 性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		○	2年毎の委嘱により選出された委員に対して支給しており、選定は妥当である。		
	受益者との負担関係は妥当であるか。		-			
	単位当たりコストの水準は妥当か。		○	実績により予算の見直しを行っており、水準は妥当である。		
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		-			
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		○	経費の使途については、検討会の円滑な実施に真に必要なものに限定している。		
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)		○	認定検討会の委員欠席により、謝金等の執行額が当初の見込みを下回ったもの。		
事 業 の 有 効 性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		-			
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		○	見込みどおりに執行できている。		
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		-			
重 複 排 除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。 (役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		-			
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名			
点 検 ・ 改 善 結 果	点検結果	平成25年度は認定検討会の委員の欠席等により、謝金等の執行額が当初の見込みを下回ったため、執行率は下がっている。				
	改善の方向性	平成26年度も引き続き効率的な執行に努める。				
外部有識者の所見						
点検対象外						
行政事業レビュー推進チームの所見						
事業内容の一部改善	過去の不用の原因を検証するとともに、今後の見込みを踏まえた必要な予算額に見直すこと。					
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況						
縮減	執行実績や今後の支給見込みを勘案し、対前年度△792千円の要求とした。					
備考						
関連する過去のレビューシートの事業番号						
	平成23年	169	平成24年	141	平成25年	166

※平成25年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

厚生労働省  
1百万円

毒ガス障害者認定検討会の  
開催に伴う委員への支払及び  
検討会出席のための職員の  
旅費。



A. 事務費  
1百万円

検討会委員旅費、職員旅費、  
諸謝金

資金の流れ  
(資金の受け取  
り先が何を行っ  
ているかについ  
て補足する)  
(単位: 百万  
円)

費目・使途  
 (「資金の流れ」に  
 おいてブロックご  
 とに最大の金額  
 が支出されている  
 者について記載  
 する。費目と使途  
 の双方で実情が  
 分かるように記  
 載)

A.事務費			E.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
事務費	委員等旅費、諸謝金、職員旅費	1			
計		1	計		0
B.			F.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
C.			G.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0

支出先上位10者リスト  
A.都道府県市

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	個人A	毒ガス障害者認定検討会への出席	0.1	-	-
2	個人B	毒ガス障害者認定検討会への出席	0.1	-	-
3	個人C	毒ガス障害者認定検討会への出席	0.1	-	-
4	個人D	毒ガス障害者認定検討会への出席	0.1	-	-
5	個人E	毒ガス障害者認定検討会への出席	0.1	-	-
6	個人F	毒ガス障害者認定検討会への出席	0.1	-	-
7	個人G	毒ガス障害者認定検討会への出席	0.1	-	-
8	個人H	毒ガス障害者認定検討会への出席	0.1	-	-
9	個人I	毒ガス障害者認定検討会への出席	0.1	-	-
10	個人J	毒ガス障害者認定検討会への出席	0.1	-	-

平成26年行政事業レビューシート

(厚生労働省)

事業名	特定疾患調査委託費	担当部局庁	健康局	作成責任者			
事業開始・終了(予定)年度	開始年度:昭和49年度 終了(予定)年度:終了予定なし	担当課室	総務課指導調査室	総務課指導調査室 稲葉 和男			
会計区分	一般会計	政策・施策名	I-5-4 原子爆弾被爆者等を援護すること				
根拠法令 (具体的な条項も記載)	—	関係する計画、通知等	「毒ガス障害者救済対策事業の実施について」				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	第二次大戦中、広島県大久野島にあった旧陸軍造兵廠忠海製造所、福岡県北九州市にあった同曾根製造所及び神奈川県寒川町にあった旧相模海軍工廠に従事していた方の中に、当時製造していた毒ガスによる健康被害が多く見られることから、これらの方に対し、健康診断及び相談指導の実施、医療費(医療保険自己負担分)の支給、各種手当の支給等を行い、毒ガス障害者の健康の保持及び増進を図る。						
事業概要 (5行程度以内。別添可)	特定疾患調査委託費 委託先：広島県、福岡県、神奈川県 実施事業：毒ガス障害者として認定された者に対し健康診断、各種手当の支給、相談事業等の実施及び毒ガスの後遺症等に関する研究事業の実施						
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input checked="" type="checkbox"/> 委託・請負 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他						
予算額・執行額 (単位:百万円)		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度要求	
	予算の状況	当初予算	873	793	759	715	652
		補正予算	—	—	—	—	—
		前年度から繰越し	—	—	—	—	—
		翌年度へ繰越し	—	—	—	—	—
		予備費等	—	—	—	—	—
	計	873	793	759	715	652	
執行額	788	748	710	—	—		
執行率(%)	90	94	94	—	—		
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標		単位	23年度	24年度	25年度	目標値 (26年度)
	毒ガス障害者に対し、健康診断及び相談指導の実施、医療費(医療保険自己負担分)の支給、各種手当の支給等を行うことにより、毒ガス障害者の健康の保持及び増進を図るものであるため、毎月、各県からの所要見込額に応じて、遅滞なく支払いを行う。	成果実績	月	12	12	12	—
		目標値	月	12	12	12	12
達成度		%	100	100	100	—	
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	算出根拠		単位	23年度	24年度	25年度	26年度活動見込
	健康管理手帳交付者数	活動実績	人数	1,962	1,878	1,796	—
		当初見込み	人数	2,039	1,921	1,870	1,721
単位当たりコスト	算出根拠		単位	23年度	24年度	25年度	26年度見込
	単位当たりコスト = X / Y X:「執行額(百万円)」 Y:「手帳所持者数(人)」	単位当たりコスト	千円	402	398	395	—
計算式		X / Y		788 / 1,962	748 / 1,878	710 / 1,796	—
平成26・27年度予算内訳 (単位:百万円)	費目	26年度当初予算	27年度要求	主な増減理由			
	諸手当	633	587	手当受給者数、健診受診者数の減			
	医療費	48	46				
	健康診断費	26	11				
	調査研究費	3	3				
	事務費	3	3				
	相談事業費	2	2				
計	715	652					

事業所管部局による点検・改善						
		項目	評価	評価に関する説明		
国費投入の 必要性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。		○	毒ガス等の影響により今なお健康上特別の状態にある者に対して健康診断等を実施するものであり、昭和59年4月10日衛発第266号厚生省公衆衛生局長通知に基づき毒ガス障害者に対する援護施策を推進し、健康の保持及び増進を図るものであり、国費を投入しなければ事業目的が達成できない。		
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。		○	昭和59年4月10日衛発第266号厚生省公衆衛生局長通知に基づき、毒ガス障害者に対する各種手当の支給にかかる行政事務を円滑に実施し、毒ガス障害者に対する援護施策を推進するものであり、国が実施すべき事業である。		
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。		○	毒ガス等の影響により今なお健康上特別の状態にある者に対して健康診断等を実施するものであり、健康診断の実施や各種手当の支給等を行うことにより、毒ガス障害者の健康の保持及び増進を図るという政策目的達成に向けて、優先度の高い事業である。		
事業の 効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		—			
	受益者との負担関係は妥当であるか。		○	経費の大半を毒ガス障害者に対する直接給付(手当等)が占めているが、給付の水準は他制度とのバランスを考慮して設定しており、妥当である。		
	単位当たりコストの水準は妥当か。		—			
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		○	調査研究事業を円滑かつ適切に執行する観点から再委託を行っているものであり、合理的な支出である。		
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		○	経費の使途については、毒ガス障害者に対する救済措置の円滑な実施のため真に必要なものに限定している。		
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)		—			
事業の 有効性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		—			
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		○	概ね見込み通りに活動できている。		
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		—			
重複 排除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。 (役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		—			
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名			
点検・ 改善結果	点検結果	平成25年度は、前年度に比べ単位あたりコストは改善されたが、健康管理手帳交付者の当初見込み数と実績との乖離が増大し、前年度並みの不用が生じた。				
	改善の 方向性	執行状況を踏まえ、健康手帳の所持者数が減少していることに伴い、平成26年度においては、対象者数の見直しを行うことにより△44百万円の削減を行った。				
外部有識者の所見						
執行実績に応じて予算を見直しに努めており、今後も適正に執行を行うこと。(栗原)						
行政事業レビュー推進チームの所見						
事業内容の 一部改善	これまでの執行実績や今後の見込みを精査した上で、必要な予算額を確保すること。					
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況						
縮減	執行実績や今後の支給見込みを勘案し、対前年度△63百万円の要求とした。					
備考						
関連する過去のレビューシートの事業番号						
	平成23年	170	平成24年	142	平成25年	167

※平成25年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

厚生労働省  
710百万円

契約額の決定、契約書の作成



【支出負担行為権限委任】

広島県、福岡県、神奈川県  
(3)  
710百万円

1, 広島県	690百万円
2, 福岡県	19百万円
3, 神奈川県	1百万円

会計法第48条第1項の規定に基づく支出負担行為の委任



【委託契約】

A. 広島県、福岡県、神奈川県(3)

1, 広島県	690百万円
2, 福岡県	19百万円
3, 神奈川県	1百万円

各種手当の支払及び手帳交付、手当支給等に係る事務手続きの実施。



【委託契約】

B. 大久野島毒ガス傷害研究会  
19百万円

健康診断及び健康診断に係る事務手続き及び毒ガス障害に関する調査研究事業の実施。

資金の流れ  
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)  
(単位:百万円)

費目・用途  
 (「資金の流れ」に  
 においてブロックご  
 とに最大の金額  
 が支出されている  
 者について記載  
 する。費目と用途  
 の双方で実情が  
 分かるように記  
 載)

A.広島県			E.		
費目	用途	金額 (百万円)	費目	用途	金額 (百万円)
手当	健康管理手当等	632			
医療費	医療費	28			
外部委託	健康診断費及び調査研究費	22			
賃金等	賃金及び報酬等	5			
賃借料等	会場借上料及びパソコン等リース料等	1			
需用費	印刷製本費、消耗品費等	1			
その他	旅費、郵便料、保険料等	1			
計		690	計		0
B.大久野島毒ガス障害研究会			F.		
費目	用途	金額 (百万円)	費目	用途	金額 (百万円)
健康診断費	一般検査及び精密検査費用	11			
事務費	検診会場使用料及び賃金等	4			
調査研究費	研究機材購入及び消耗品費等	3			
その他	資料校正委託費、各種事業費	1			
計		19	計		0
C.			G.		
費目	用途	金額 (百万円)	費目	用途	金額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	用途	金額 (百万円)	費目	用途	金額 (百万円)
計		0	計		0

支出先上位10者リスト  
A.広島県、福岡県、神奈川県

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	広島県	各種手当、医療費の支給等	690		
2	福岡県	各種手当、医療費の支給等	19		
3	神奈川県	各種手当、医療費の支給等	1		
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

B.大久野島毒ガス傷害研究会

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	大久野島毒ガス傷害研究会	健康診断及び調査研究事業の実施	19	随意契約	100%
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

平成26年行政事業レビューシート

(厚生労働省)

事業名	広島原爆体験者に対する相談支援事業		担当部局庁	健康局		作成責任者			
事業開始・終了(予定)年度	開始年度:平成25年度 終了(予定)年度:終了予定なし		担当課室	総務課指導調査室		総務課指導調査室 稲葉 和男			
会計区分	一般会計		政策・施策名	I-5-4 原子爆弾被爆者等を援護すること					
根拠法令 (具体的な条項も記載)	-		関係する計画、通知等	-					
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	当事業は、広島原爆による黒い雨を体験したと訴える方々に対する不安軽減を図ることにより、その症状の改善等の向上を図ることを目的とする。								
事業概要 (5行程度以内。別添可)	広島原爆体験者に対する不安軽減事業 対象者:広島原爆により黒い雨を体験したと訴える方 事業:(1)保健所、市町村保健センター等で、保健師等による個別面談を通じた継続的な保健指導と健康教育等を実施 (2)健康不安を訴える方に対して専門医によるケアの実施								
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input checked="" type="checkbox"/> 委託・請負 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他								
予算額・執行額 (単位:百万円)			23年度	24年度	25年度	26年度	27年度要求		
	予算の状況	当初予算	-	-	46	64	63		
		補正予算	-	-	-	-	-		
		前年度から繰越し	-	-	-	-	-		
		翌年度へ繰越し	-	-	-	-	-		
		予備費等	-	-	-	-	-		
	計		-	-	46	64	63		
	執行額		-	-	45	-	-		
執行率(%)		-	-	98	-	-			
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標			単位	23年度	24年度	25年度	目標値 (年度)	
	広島原爆による黒い雨を体験したと訴える方々に対する不安軽減を図るため、常設相談窓口及び巡回相談会により、その症状の改善等を図ることを目的としており、すべての相談者の不安軽減を目標とする。 (成果実績は、相談後のアンケートの結果、不安が軽減されたと回答した相談者の割合)			成果実績	%	-	-	68	-
				目標値	%	-	-	100	100
				達成度	%	-	-	68	-
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標			単位	23年度	24年度	25年度	26年度活動見込	
	広島県市における相談会開催回数 (常設窓口は含まず)			活動実績	回	-	-	15	-
				当初見込み	回	-	-	11	17
単位当たりコスト	算出根拠			単位	23年度	24年度	25年度	26年度見込	
	単位当たりコスト = X / Y  X:「予算執行額(百万円)」 Y:「相談会開催件数(回)」			単位当たりコスト	千円	-	-	3,000	-
				計算式	X / Y	-	-	45/11	-
平成26・27年度予算内訳 (単位:百万円)	費目	26年度当初予算	27年度要求	主な増減理由					
	委託費	63	63						
	諸謝金	0.4	0						
	委員等旅費	0.4	0						
	庁費	0.2	0						
	計	64	63						

事業所管部局による点検・改善					
	項目	評価	評価に関する説明		
国費投入の 必要性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。	○	事業目的(広島原爆による黒い雨を体験したと訴える方々に対する不安軽減を図ることにより、その症状の改善等の向上を図ること)を考慮すると、重要性の観点から国費を投入すべき事業である。		
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。	○	目的(広島原爆による黒い雨を体験したと訴える方々に対する不安軽減を図ることにより、その症状の改善等の向上を図ること)を考慮すると、国が実施すべき事業である。		
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。	○	広島原爆による黒い雨を体験したと訴える方々に対する不安軽減を図ることにより、その症状の改善を図ることを目的としており、優先度の高い事業である。		
事業の 効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。	—			
	受益者との負担関係は妥当であるか。	—			
	単位当たりコストの水準は妥当か。	○	常設窓口の設置、巡回相談会の催数に必要な契約をおこなっており、単位あたりコストは妥当である。		
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	○	当該事業を実施する上で必要な経費(相談支援事業費、相談員に対する研修事業費、協議会経費)に限定されている。		
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	○	当該事業を実施する上で必要な経費(相談支援事業費、相談員に対する研修事業費、協議会経費)に限定されている。		
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	—			
事業の 有効性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。	—			
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	○	当初見込を上回り相談会を開催している。		
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	○	広島原爆による黒い雨を体験したと訴える方々に対する不安軽減を図ることに活用されている。		
重複 排除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。 (役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)	—			
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名		
点検・ 改善結果	点検結果	平成25年度においては、当初の予定より多くの相談機会を確保(11回→15回)できており、効率的に事業が実施されている。			
	改善の 方向性	当該事業は平成25年度10月から実施された事業であり、平成26年度においてはその平年度化により予算額を増額している。平成25年度においては、相談会を予定より多く開催できており、平成26年度においても、効率的に事業を実施し、不安を訴える方に対しより多くの相談機会を設け不安の軽減につなげていく。平成27年度の予算についても、引き続き適正な規模の予算の確保に努める。			
外部有識者の所見					
当面引き続いて適正執行が求められる。(長崎)					
行政事業レビュー推進チームの所見					
現状 通り	点検結果も妥当であり、広島原爆体験者に対する不安軽減に寄与する事業であることから、引き続き、必要な予算額を確保するとともに、適正な執行を行うこと。				
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況					
現状 通り	平成27年度においても事業の継続が必要であるため、前年度と同規模の予算要求額とした。				
備考					
関連する過去のレビューシートの事業番号					
平成23年		平成24年		平成25年	新25-011

※平成25年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

厚生労働省  
45百万円

委託契約に基づき、事業に  
要する経費を交付。



【委託】

A 広島市、広島県(2県市) 45百万円

委託契約に基づき事業を実施。



【委託】

B 広島原爆障害対策協議会  
21百万円

相談事業に係る医師の派遣等

資金の流れ  
(資金の受け取り先が何を  
行っているかについて補  
足する)  
(単位:百万円)

費目・使途  
 (「資金の流れ」に  
 においてブロックご  
 とに最大の金額  
 が支出されている  
 者について記載  
 する。費目と使途  
 の双方で実情が  
 分かるように記  
 載)

A.広島市			E.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
委託料	公益財団法人広島原爆障害対策協議会への医師派遣調整等業務委託等	21			
賃金	臨時職員(保健師、事務)	4			
消耗品費等	利用申請書印刷等	3			
扶助費	健康診断費用の助成	2			
旅費・報償費	専門家招聘等	2			
通信運搬費等	切手等	2			
計		34	計		0
B.広島原爆障害対策協議会			F.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
委託料	医師、臨床心理士の派遣調整等	21			
計		21	計		0
C.			G.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	広島市	黒い雨体験者相談・支援事業の実施	34	-	-
2	広島県	黒い雨体験者相談・支援事業の実施	11	-	-
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

B.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	広島原爆障害対策協議会	医師、臨床心理士の派遣調整等	21	随意契約	-
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					